

1 第2次基本計画策定後の政府の男女共同参画推進の取組

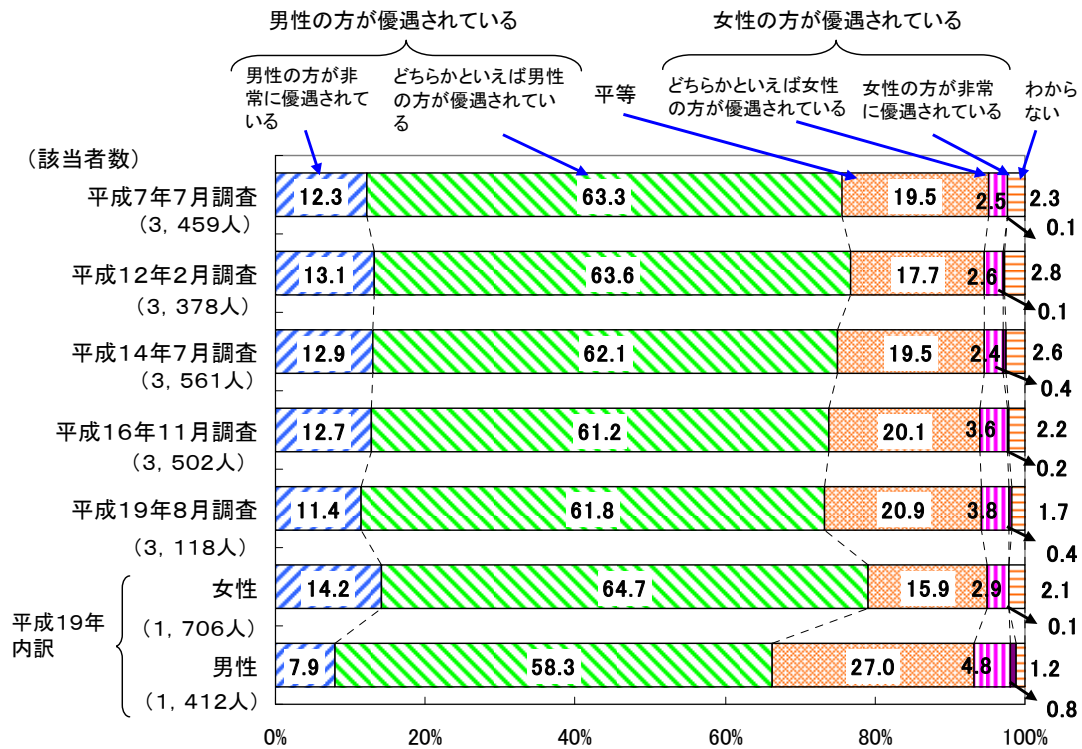
【第1図】

	男女共同参画全般に関する動き	女性の活躍の促進に関する動き	仕事と子育ての両立支援、仕事と生活の調和等施策の動き	女性に対する暴力の根絶に関する動き	国際的な動き
平成17年 (2005年)	●男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 男女共同参画基本計画改定の基本的な考え方を提言。 ●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 12の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年までを見通した施策の基本的方向と平成22年度末までに実施する具体的施策の内容を提示。	●女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」決定 子育て等でいったん就業を中断した女性の再就職・起業等に係る総合的な支援策を規定。			●第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク) 1995年に開催された第4回世界女性会議(北京会議)から10年目にあたることを記念し、閣僚級会合として開催。
平成18年 (2006年)		●「男女雇用機会均等法」改正 男女双方に対する差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止 ●男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 国の審議会等の委員について、政府全体として、平成22年度末までに少なくとも33.3%、平成32年までに、男女のいずれかが10分の4未満とならないよう、専門委員等については、平成22年度末までに20%、平成32年までのできるだけ早い時期に、30%となることを目指す。 ●「第3期科学技術基本計画」閣議決定 女性研究者の採用割合を自然科学系全体として25%とする目標を設定。		●「男女雇用機会均等法」改正 セクシュアル・ハラスメント対策の強化	●東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京) 東アジアにおける初の男女共同参画担当大臣会議であり、16か国2国際機関が出席し、共同コミュニケを採択。
平成19年 (2007年)		●男女共同参画会議「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020年30%」の目標)のフォローアップについての意見」決定 「指導的地位」の定義を定めるとともに、毎年社会の各分野における進捗状況についてフォローアップを行うことを決定。 ●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正	●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ 2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築及び実行を図る。 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 国民的な取組の大きな方向性及び企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針について、政労使の合意に基づき策定。	●「配偶者暴力防止法」改正 生命・身体に対する脅迫を受けた場合も対象となった。また、市町村に対し、基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務化	●第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(インド)
平成20年 (2008年)	●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画(第2次)フォローアップ結果についての意見」決定 計画の中間的なフォローアップを行い、現状及び今後取組が求められる点等を提示。	●男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 女性の参画加速のため、あらゆる分野における基盤整備を行うとともに、3つの重点分野を挙げ、戦略的に取組を推進。	●「新待機児童ゼロ作戦」決定 ●「次世代育成支援対策推進法」改正 一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象を労働者数301人以上企業から101人以上企業へ拡大。	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定 ●配偶者からの暴力(DV)施策に携わる、官民担当者や有識者等が一堂に会した「DV全国会議」の開催	●女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出
平成21年 (2009年)	●男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問 男女共同参画基本計画改定に向けた総理からの諮問。			●DV被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を得やすくするため、全国共通の番号による「DV相談ナビ」(0570-0-55210)がスタート	●第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(韓国) ●女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審査、勧告

2 男女共同参画に関する意識

■社会全体における男女の地位の平等感

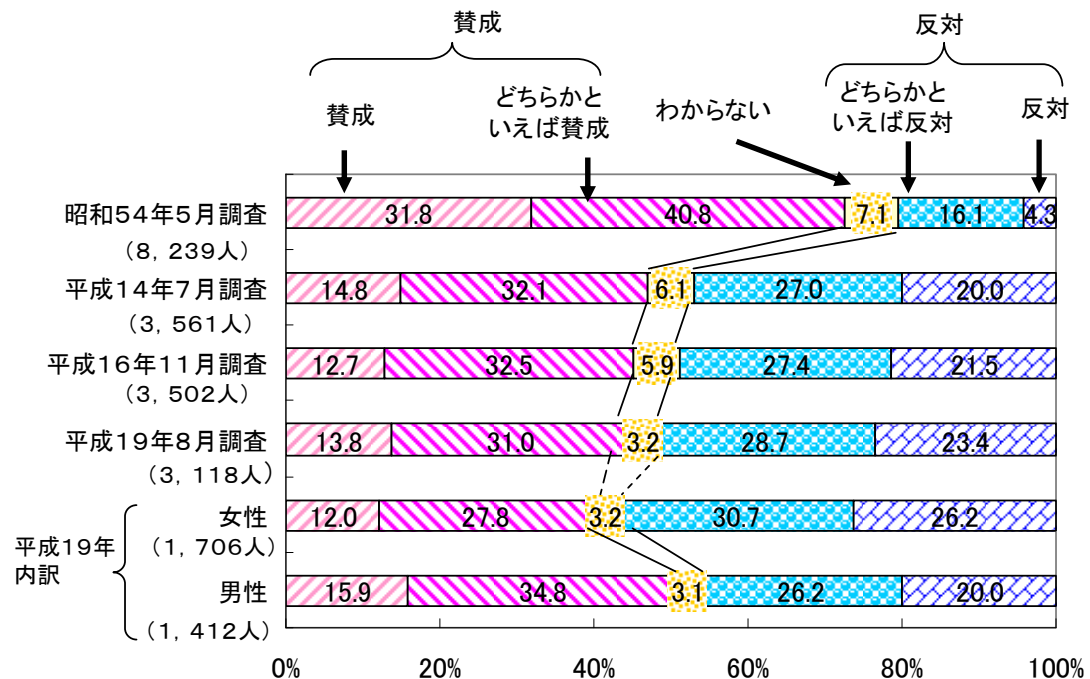
【第2-①図】



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年8月調査)より作成。

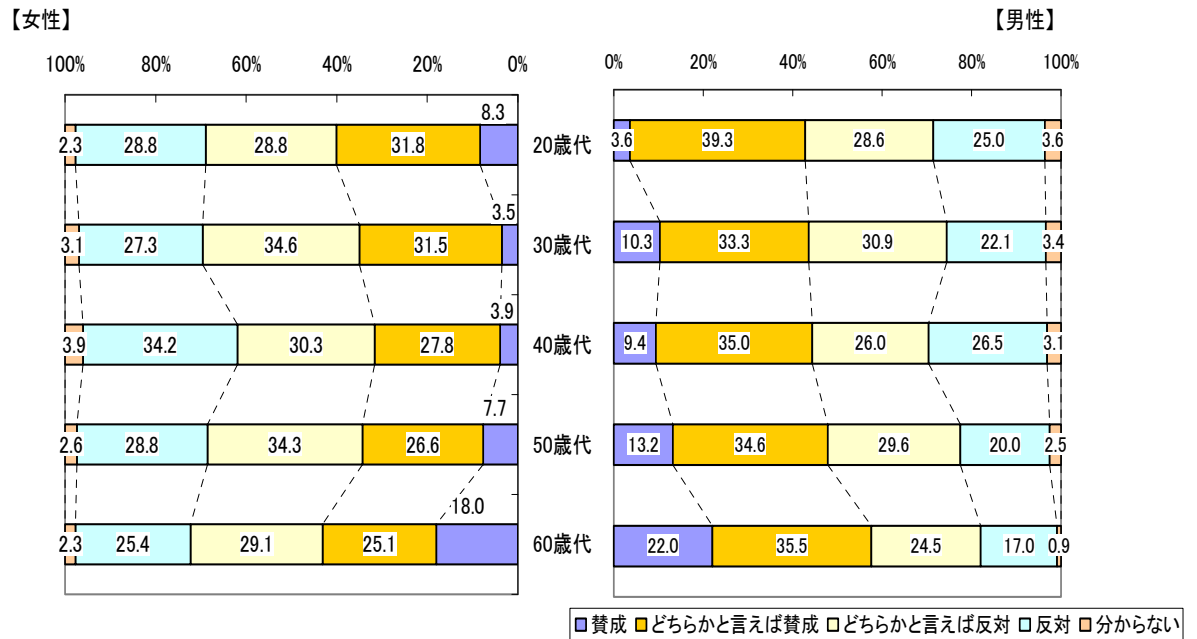
■固定的性別役割分担意識<経年変化> (夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)

【第2-②図】



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年8月調査)より作成。

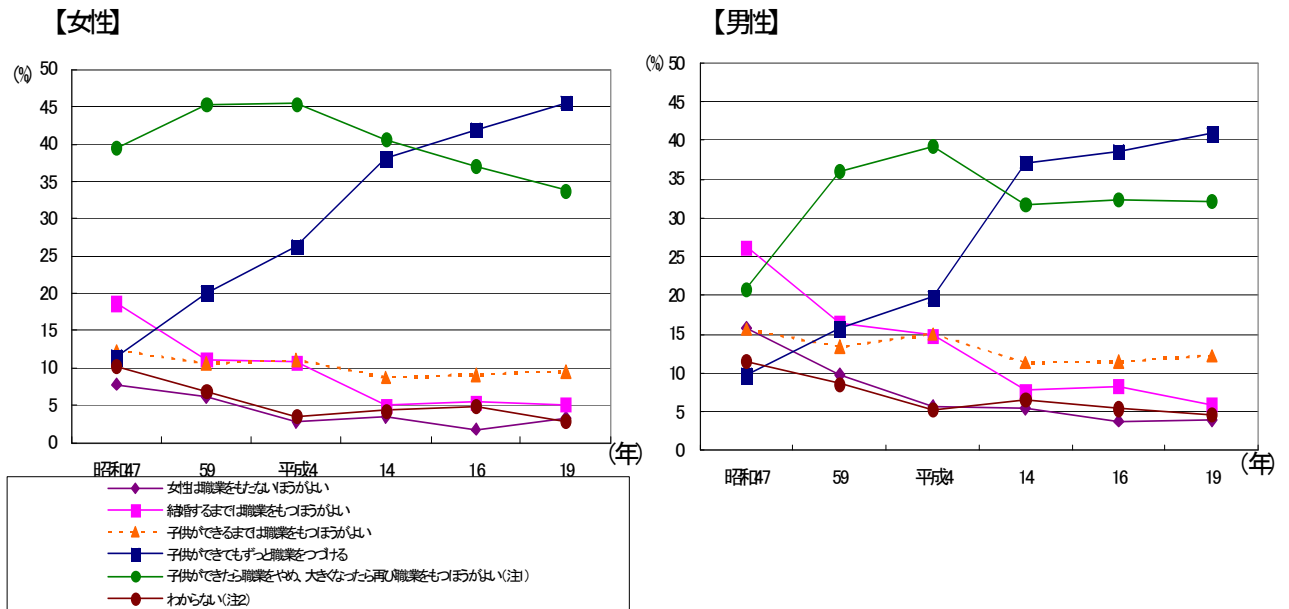
■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（性別・年代別）
【第2-③図】



（備考）内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成19年8月調査）より作成。

■女性が職業を持つことについての考え

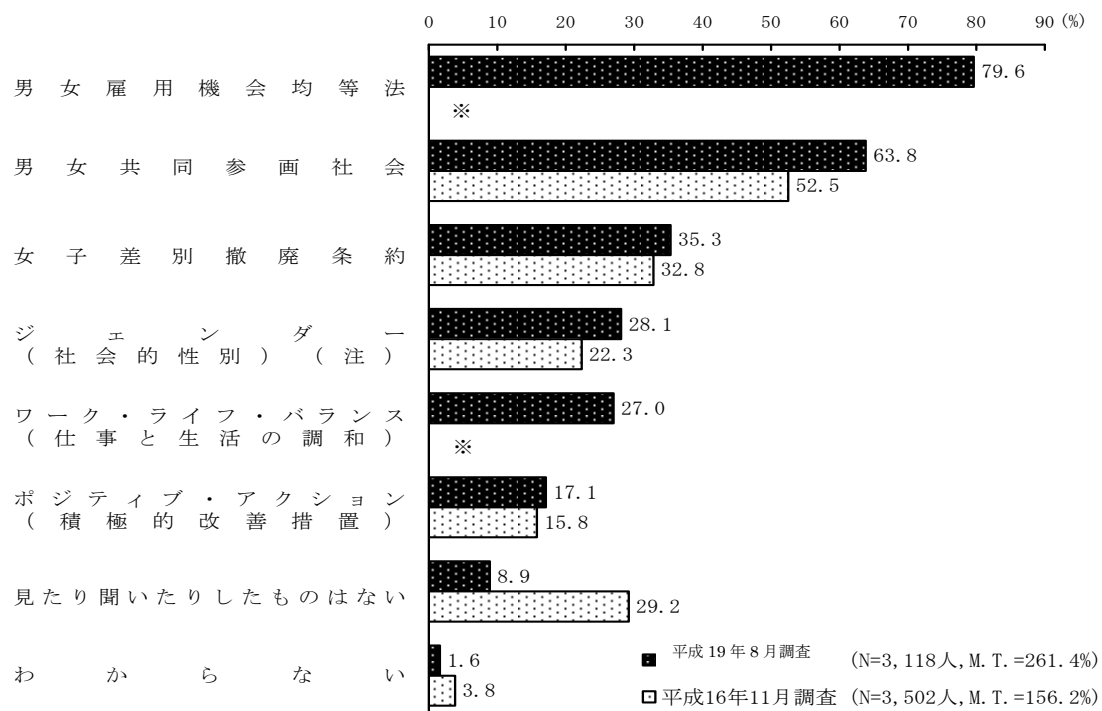
【第2-④図】



■男女共同参画に関する用語の周知度

【第2-⑤図】

(複数回答)



(注) 平成16年11月調査では、「ジェンダー (社会的・文化的につくられた性別)」となっている。

(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年8月調査)より作成。

3 現状

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

■政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた数値目標

- 「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待」

「女性のチャレンジ支援策の推進」(平成 15 年 6 月男女共同参画推進本部決定)

男女共同参画基本計画(第 2 次)(平成 17 年 12 月閣議決定)

- 国の審議会等委員における女性委員の割合
平成 22(西暦 2010)年度まで → 少なくとも 33.3%
平成 32(西暦 2020)年まで → 男女いずれかが 10 分の 4 未満とまらない状態

(平成 18 年 4 月男女共同参画推進本部決定)

- 女性国家公務員の採用割合(国家公務員 I 種試験事務系区分試験)
平成 22(西暦 2010)年度頃まで → 30%程度

(平成 16 年 4 月各省庁人事担当課長会議申合せ)

- 女性国家公務員管理職の割合(一般職の行政職俸給表(一)等)
平成 22 年度末まで → 少なくとも 5%程度

「女性の参画加速プログラム」(平成 20 年 4 月男女共同参画推進本部決定)

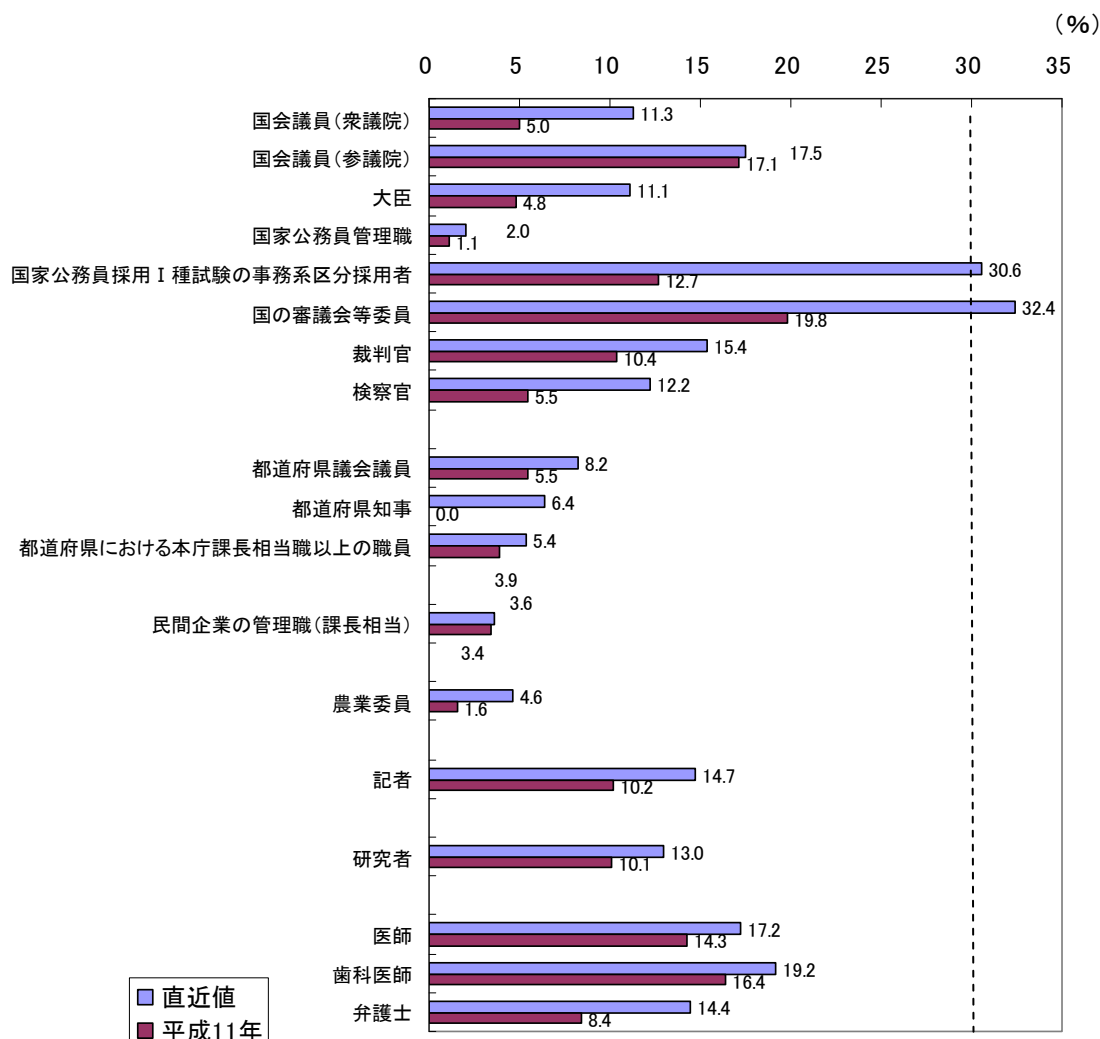
- 女性研究者の採用割合
自然科学系全体として 25%
(理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、保健系 30%)

「男女共同参画基本計画(第 2 次)」(平成 17 年 12 月閣議決定)

「第 3 期科学技術基本計画」(平成 18 年 3 月閣議決定)

■各分野における「指導的地位」に女性が占める割合（10年前との比較）

【第3-(1)-①図】



(備考) 1. 「「2020年30%」の目標のフォローアップのための指標」より。

2. 直近値に関しては、原則平成20年のデータ。国会議員（衆・参）、大臣、都道府県知事については21年9月、国家公務員採用Ⅰ種試験の事務系区分採用者については21年4月、国家公務員管理職については20年1月、医師及び歯科医師については18年12月、農業委員については20年7月のデータを使用。

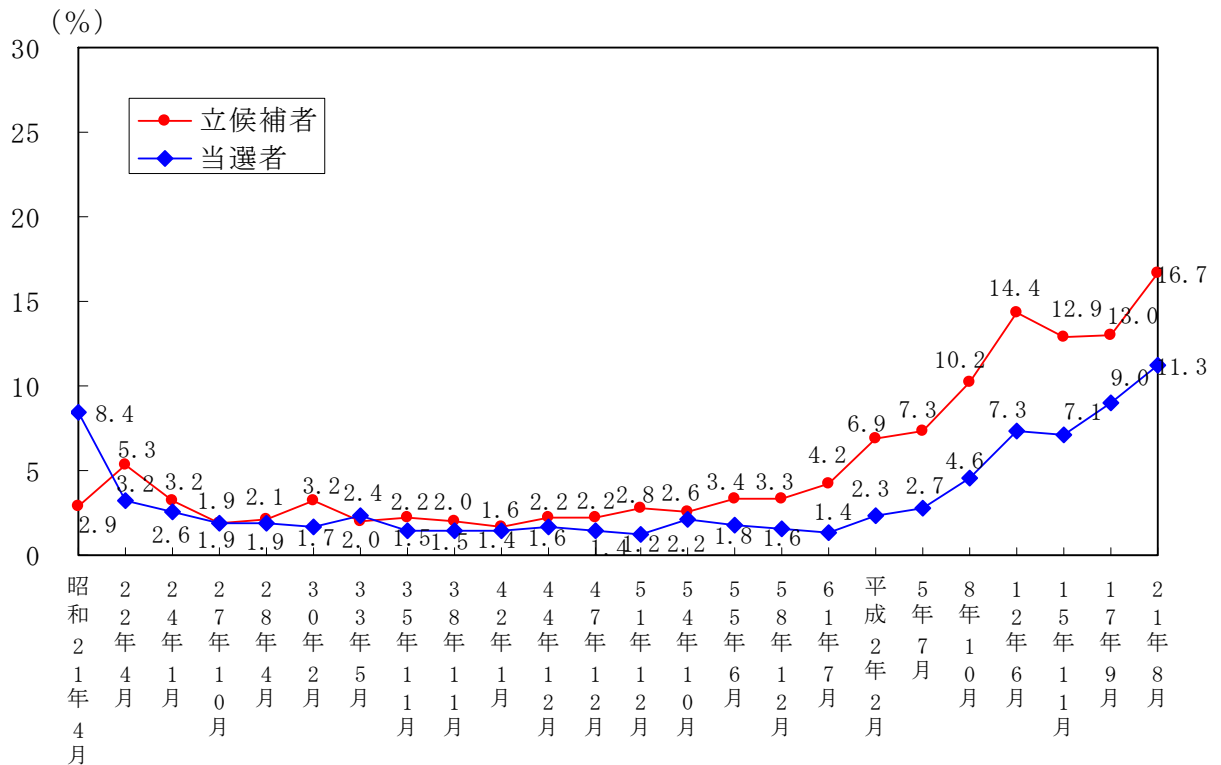
3. 平成11年のデータについては、医師及び歯科医師については平成12年12月のデータを使用。

4. 国家公務員採用Ⅰ種試験の事務系区分採用者の平成11年のデータは、同区分に合格して採用された者（独立行政法人に採用された者も含む。）のうち、防衛庁、国会職員に採用された者を除いた数である。

5. 国家公務員管理職の平成11年のデータは、一般職給与法の行政職俸給表（一）及び指定職俸給表適用者に占める割合であり、直近値はそれらに防衛省職員（行政職俸給表（一）、指定職俸給表及び防衛参事官等俸給表適用者）が加わったものである。

■衆議院立候補者、当選者に占める女性割合の推移

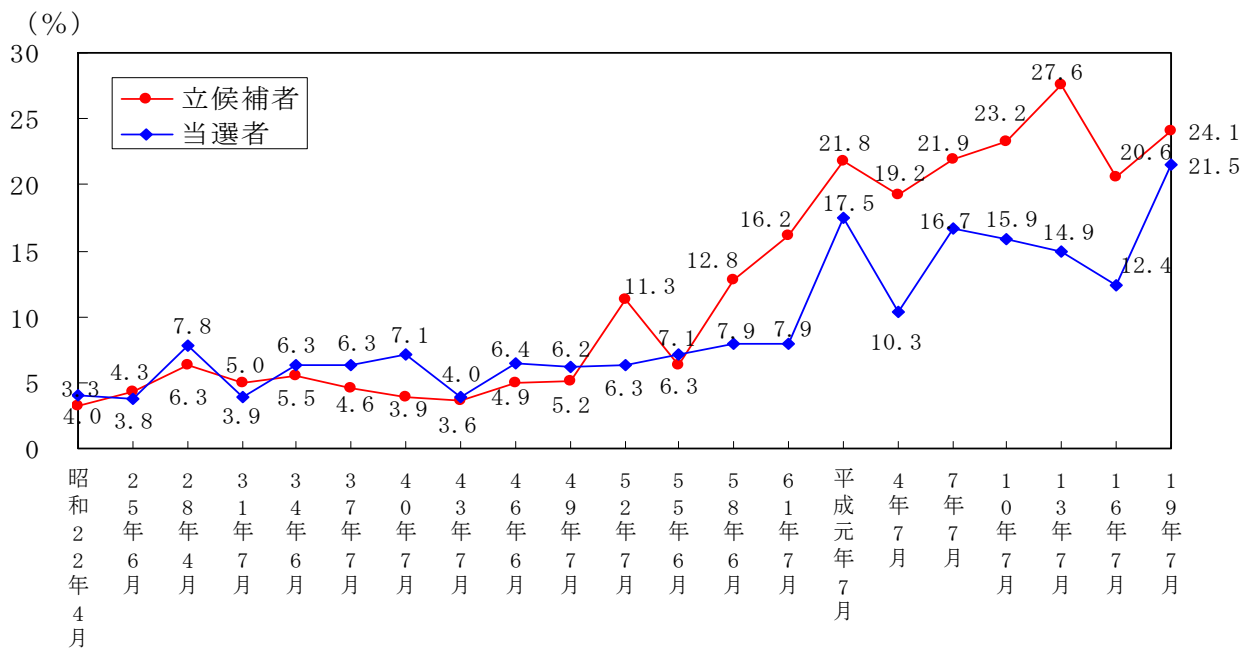
【第3-(1)-②図】



(備考) 総務省資料より作成。

■参議院立候補者、当選者に占める女性割合の推移

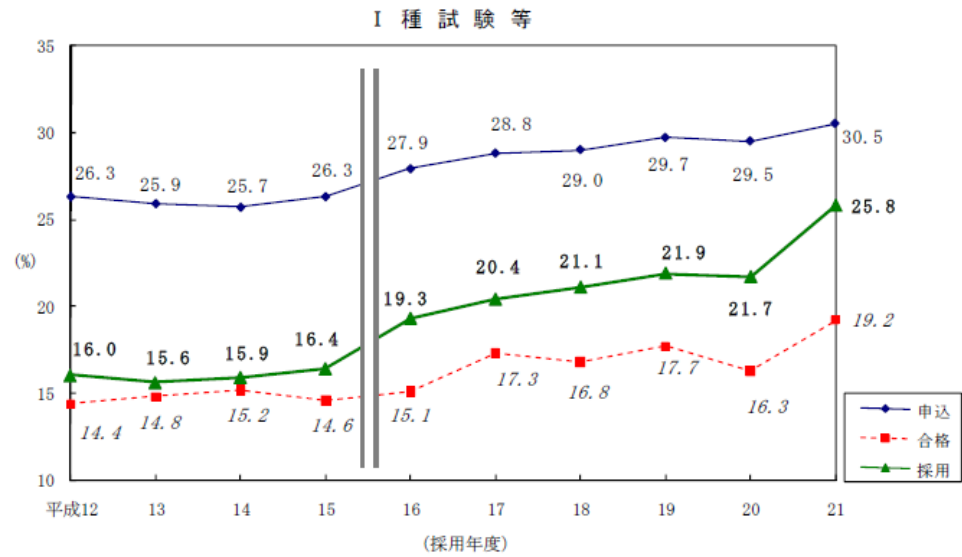
【第3-(1)-③図】



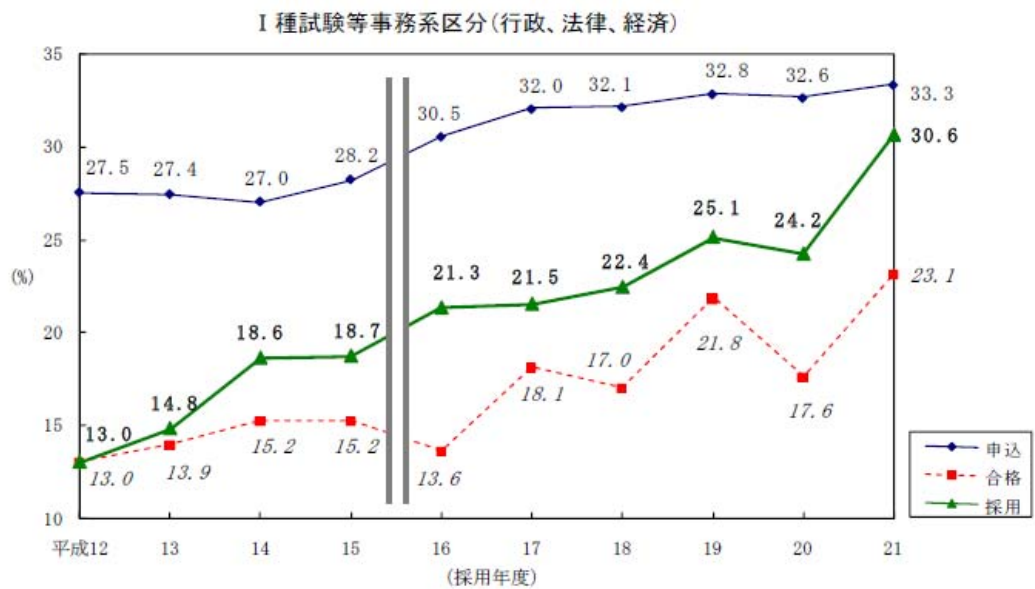
(備考) 総務省資料より作成。

■国家公務員試験採用者に占める女性割合の推移

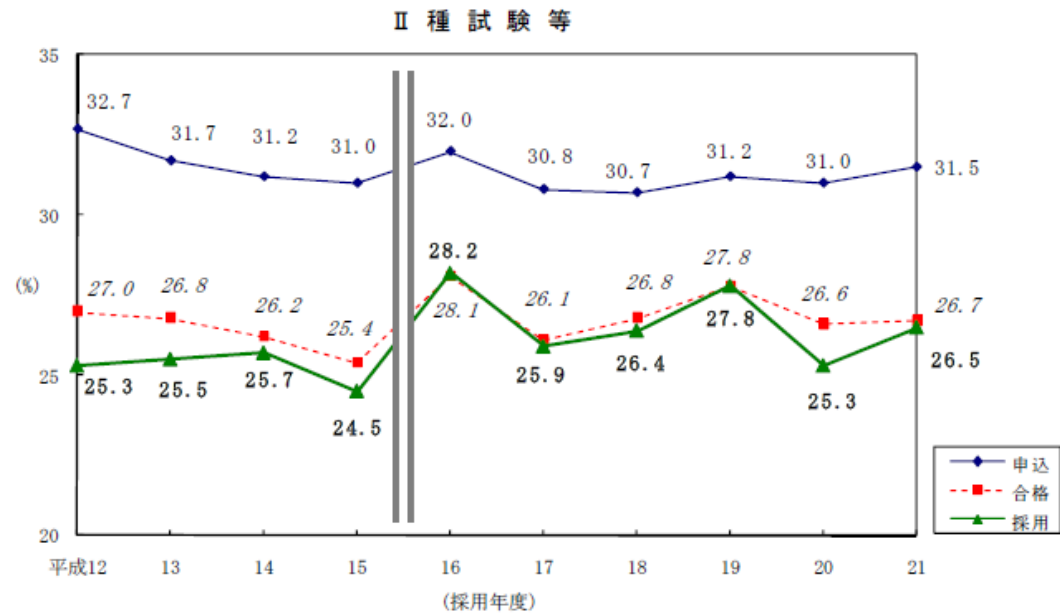
【第3-(1)-④-I図】



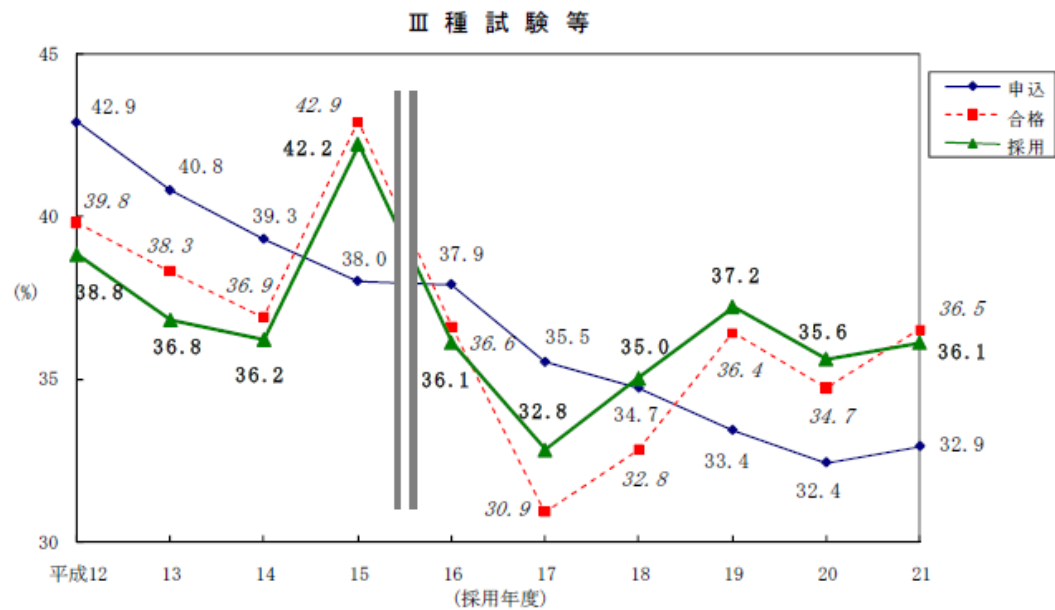
【第3-(1)-④-II図】



【第3-(1)-④-Ⅲ図】



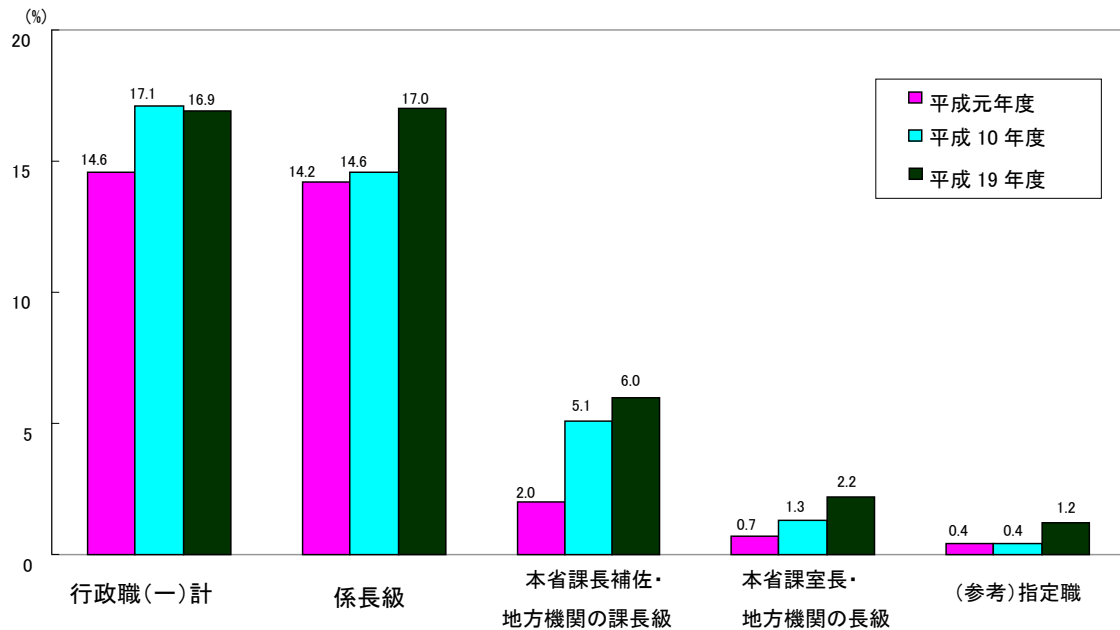
【第3-(1)-④-Ⅳ図】



- (注) 1 「申込」、「合格」については、それぞれ採用年度の前年度に実施された国家公務員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験の割合(防衛省職員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験及びその他準ずる試験並びに国家公務員中途採用者選考試験(以下「再チャレンジ試験」という。)は含まない。)
- 2 平成15年度以前(二重線の左側)における「採用」については、国家公務員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験に合格して採用されたもの(独立行政法人に採用されたものを含む。)のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
- 3 平成16年度以降(二重線の右側)における「採用」の割合は、国家公務員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験に合格して採用されたもの(独立行政法人又は国会に採用されたものを除く。)に、防衛省職員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験及びその他準ずる試験並びに平成20年度以降については再チャレンジ試験に合格して採用されたもの(皇宮護衛官、刑務官、入国警備官を除く。)を加えた数の割合。
- 4 平成17年度以降の採用割合は、当該年度の4月30日現在の割合。

■一般職国家公務員の役職段階別の女性割合(行政職(一))

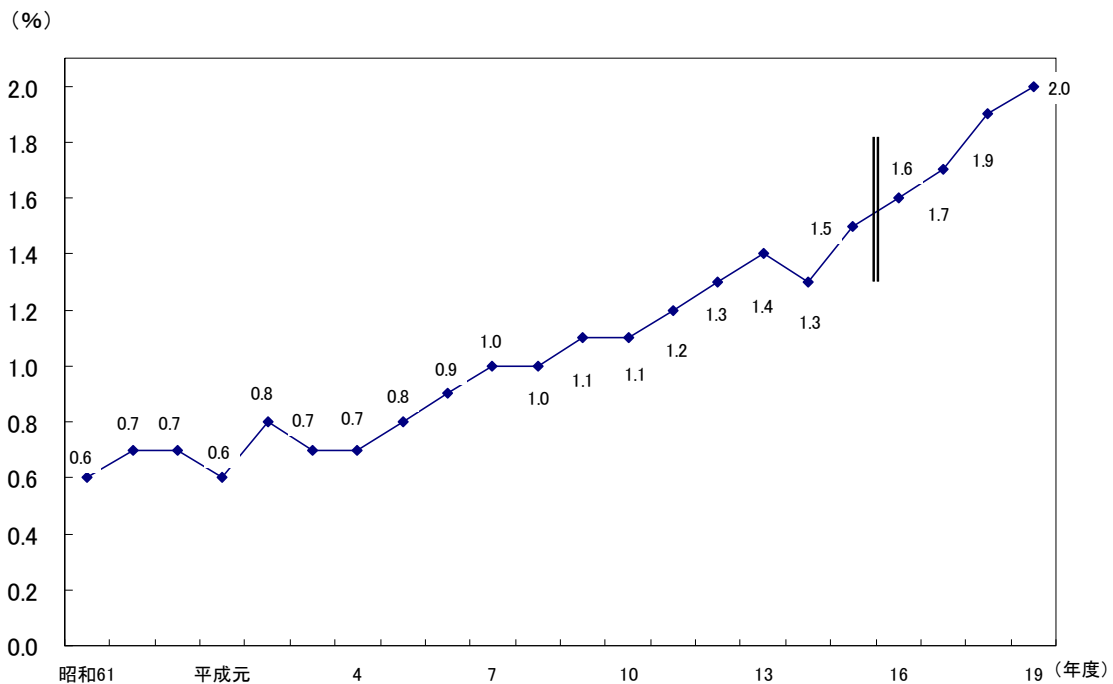
【第3-(1)-⑤図】



- (備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。
 2. 平成元年度、10年度は各年度末、19年度は1月15日現在の割合。
 3. 係長級は、行政職俸給表(一)3、4級(平成元年度及び10年度は旧4～6級)、本省課長補佐・地方機関の課長級は同5、6級(同旧7、8級)、本省課室長・地方機関の長級は同7～10級(同旧9～11級)の適用者に占める女性の割合。

■国家公務員管理職に占める女性割合の推移

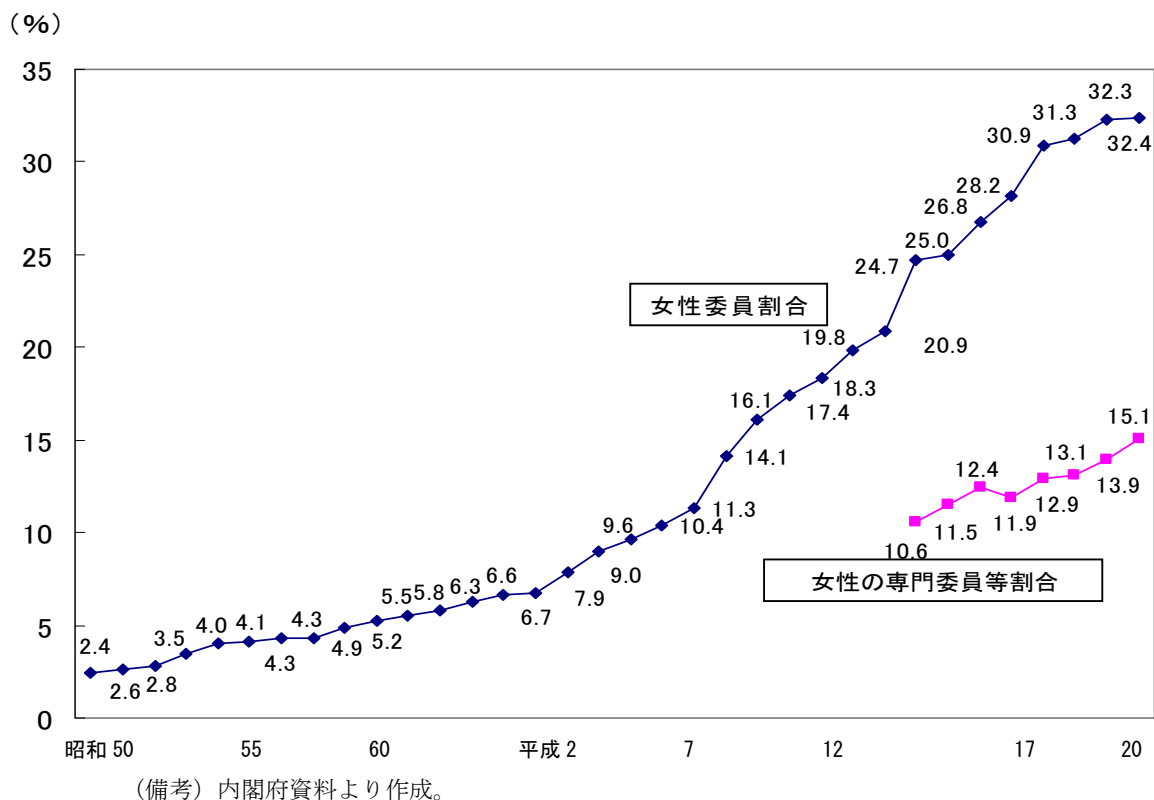
【第3-(1)-⑥図】



- (備考) 1. 平成15年度までは人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」、16年度以降は総務省・人事「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
 2. 調査対象は、平成15年度以前は一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者であり、16年以降はそれらに防衛省職員(行政職俸給表(一)、指定職俸給表及び防衛参事官等俸給表適用者)が加わっている。

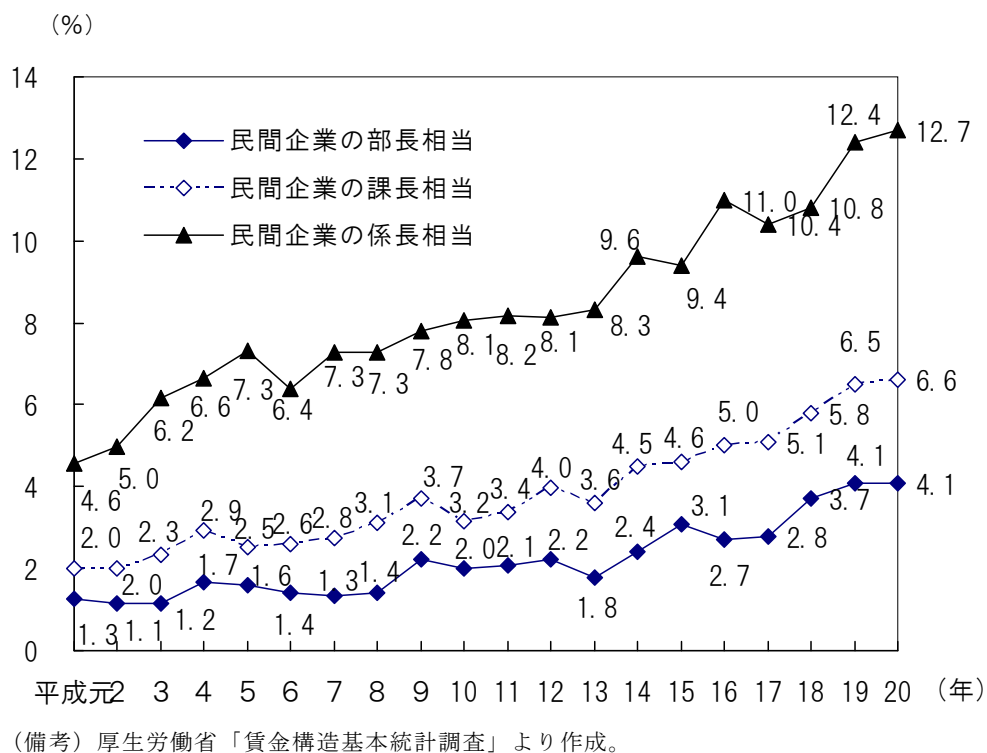
■国の審議会等における女性委員割合の推移

【第3-(1)-⑦図】



■役職別管理職に占める女性割合の推移

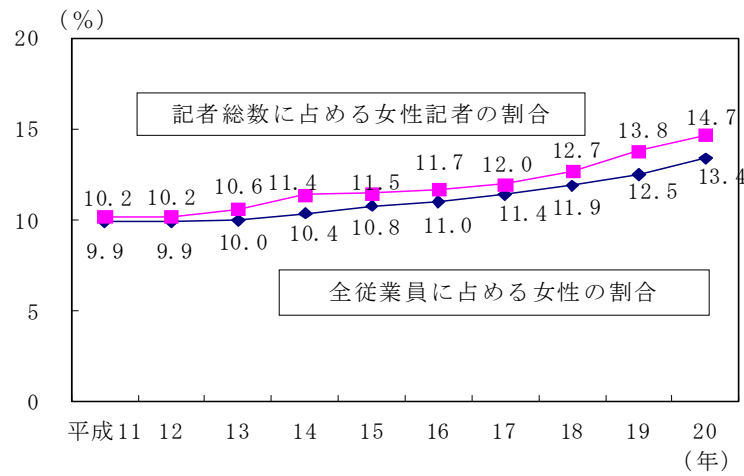
【第3-(1)-⑧図】



■各種メディアにおける女性の割合

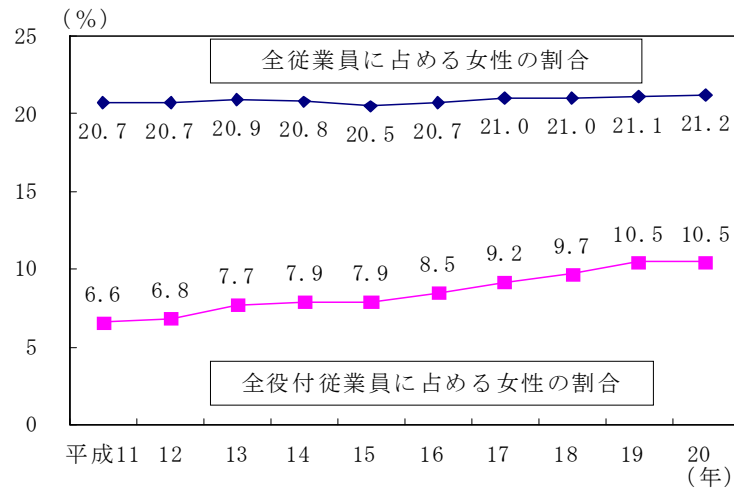
【第3-(1)-⑨図】

新 聞



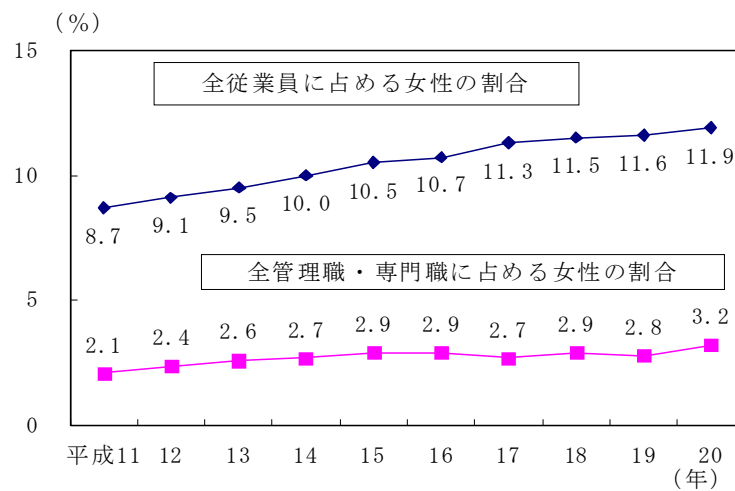
(備考) (社) 日本新聞協会資料より作成。

民間放送



(備考) (社) 日本民間放送連盟資料より作成。

日本放送協会



(備考) 日本放送協会資料より作成。

■農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

【第3-(1)-⑩図】

(単位:人, %)

年 度	昭和60年	平成2年	7年	12年	14年	15年	16年	17年	18年
農業委員数	64,080	62,524	60,917	59,254	58,613	57,875	56,348	45,379	39,997
うち女性	40	93	203	1,081	2,261	2,369	2,391	1,869	1,682
女性の割合	0.06	0.15	0.33	1.82	3.86	4.09	4.24	4.12	4.21
農協個人正組員数	5,535,903	5,537,547	5,432,260	5,240,785	5,149,940	5,098,862	5,045,472	4,988,029	4,931,853
うち女性	574,353	667,468	707,117	746,719	783,806	787,965	786,357	804,583	812,508
女性の割合	10.38	12.05	13.02	14.25	15.22	15.45	15.59	16.13	16.47
農協役員数	77,490	68,611	50,735	32,003	26,076	24,786	23,742	22,799	22,035
うち女性	39	70	102	187	266	300	364	438	465
女性の割合	0.05	0.10	0.20	0.58	1.02	1.21	1.53	1.92	2.11
漁協個人正組員数	381,758	354,116	317,553	275,715	260,286	252,330	244,335	232,414	225,363
うち女性	21,180	20,425	18,337	15,655	15,145	15,426	15,373	15,830	15,854
女性の割合	5.55	5.77	5.77	5.68	5.82	6.11	6.29	6.81	7.03
漁協役員数	22,563	22,022	20,449	17,974	16,401	15,705	15,105	13,861	12,965
うち女性	13	22	29	43	49	48	50	45	46
女性の割合	0.06	0.10	0.14	0.24	0.30	0.31	0.33	0.32	0.35

(備考) 1. 農林水産省資料より作成。

2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進に係る業務を行っている。

3. 農業委員については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年は8月1日現在。

4. 農協については、各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在。

5. 漁協については、各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在。

6. 漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。

■HDI 及び GEM におけるわが国の順位の推移

【第3-(1)-⑪図】

(日本順位/測定可能国数)

報告書発行年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
HDI	9/62	9/173	9/175	9/177	11/177	7/177	8/177	8/179	10/182
(値)	(0.928)	(0.933)	(0.932)	(0.938)	(0.943)	(0.949)	(0.953)	(0.956)	(0.960)
GEM	31/64	32/66	44/70	38/78	43/80	42/75	54/93	58/108	57/109
(値)	(0.520)	(0.527)	(0.515)	(0.531)	(0.534)	(0.557)	(0.557)	(0.575)	(0.567)

(備考) 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」より作成。

(注)

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画(UNDP)による指標で、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化したもの。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

GEM ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)

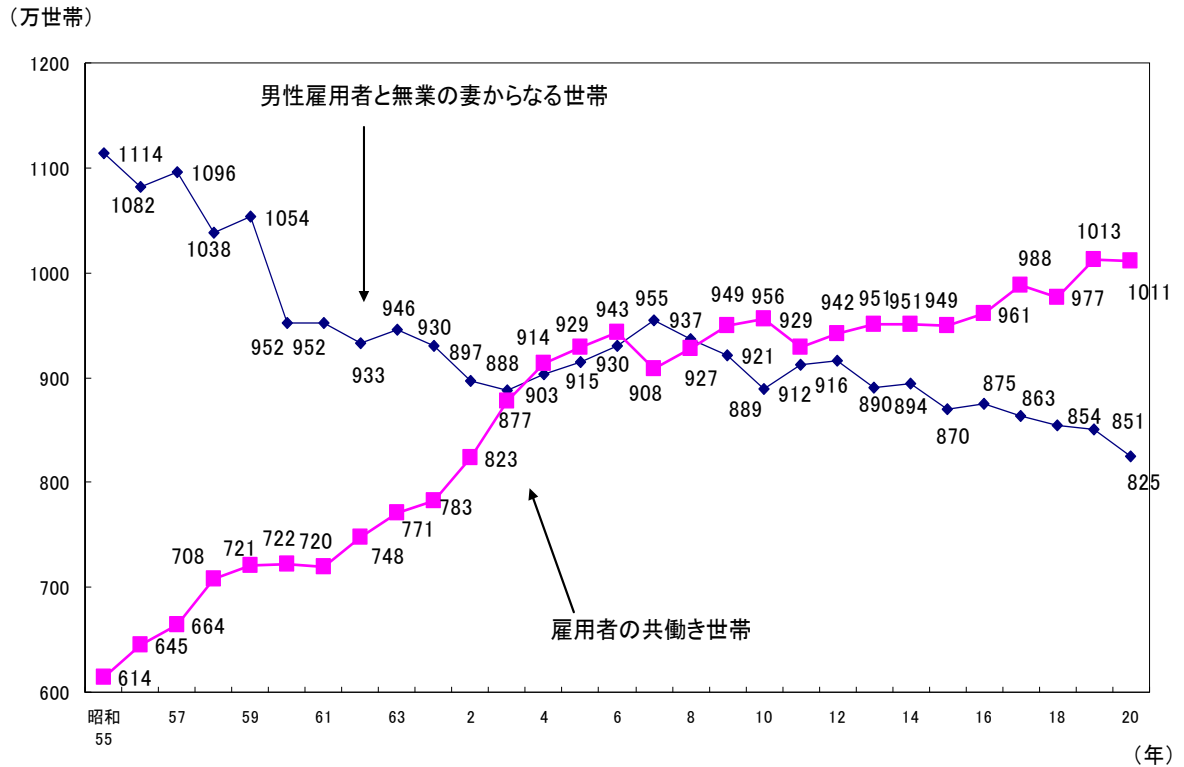
国連開発計画(UNDP)による指標で、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。

具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

(2) 就業分野における男女共同参画

■共働き等世帯数の推移

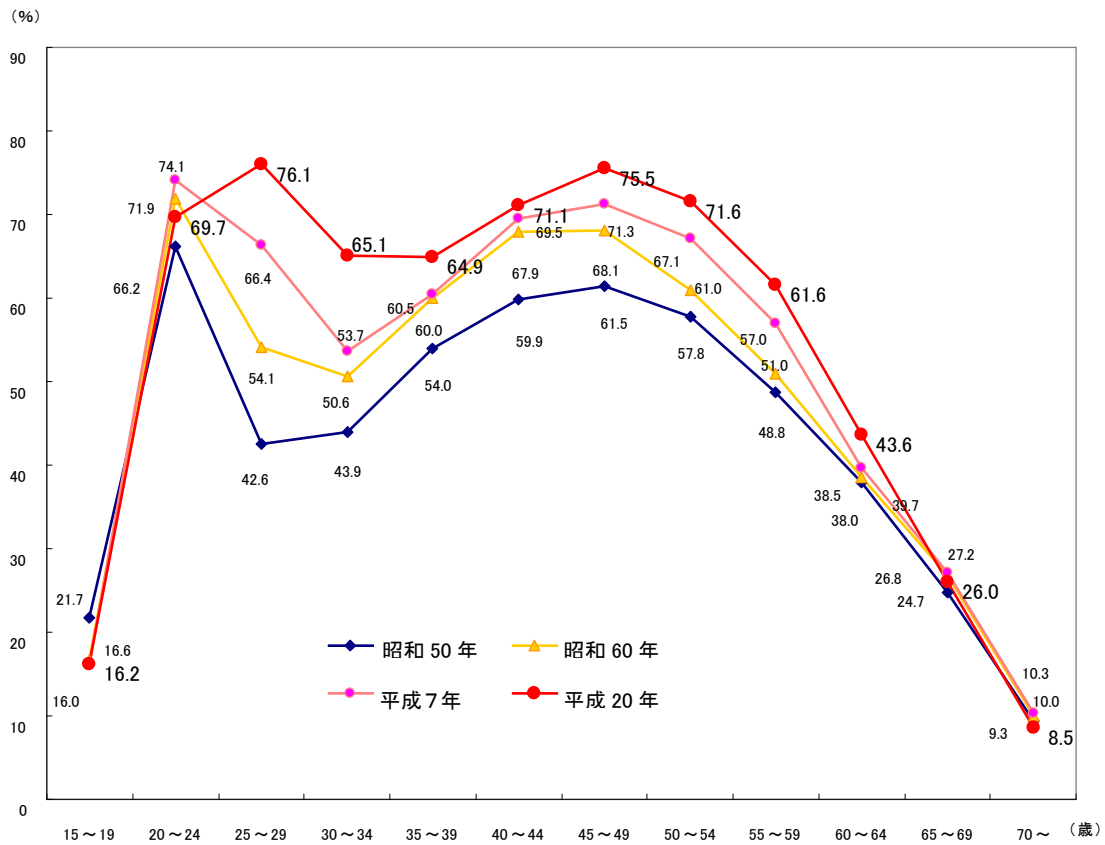
【第3-(2)-①図】



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から昭和57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

■女性の年齢階級別労働力率の推移

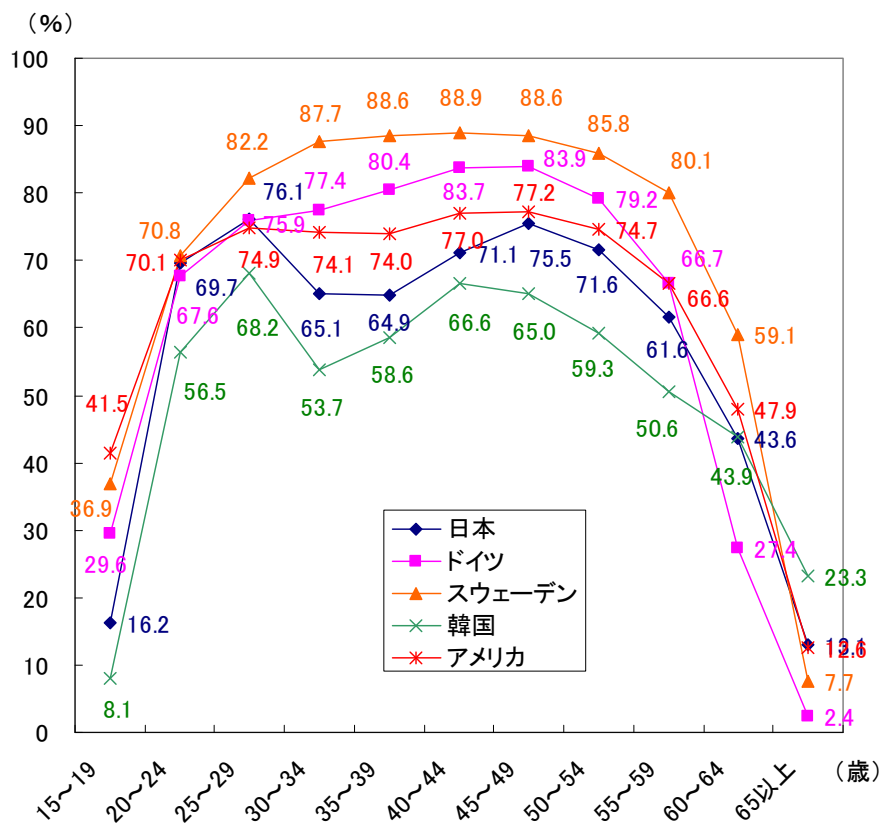
【第3-(2)-②図】



(備考) 総務省「労働力調査」より作成。

■女性の年齢階級別労働力率（国際比較）

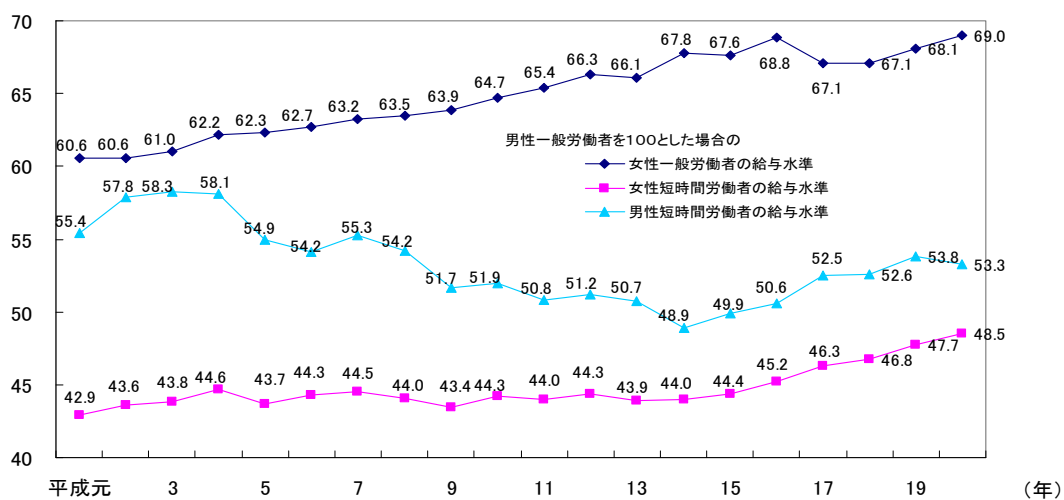
【第3-(2)-③図】



- (備考) 1. 「労働力率」・・・15歳以上人口に占める労働力人口(就業者＋完全失業者)の割合。
 2. 米国の「15～19歳」は、16から19歳。
 3. 日本は総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成20年)、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 4. 日本以外は、各国とも平成19年(2007年)時点の数値。

■労働者の一時間当たり平均所定内給与格差の推移
(男性一般労働者＝100)

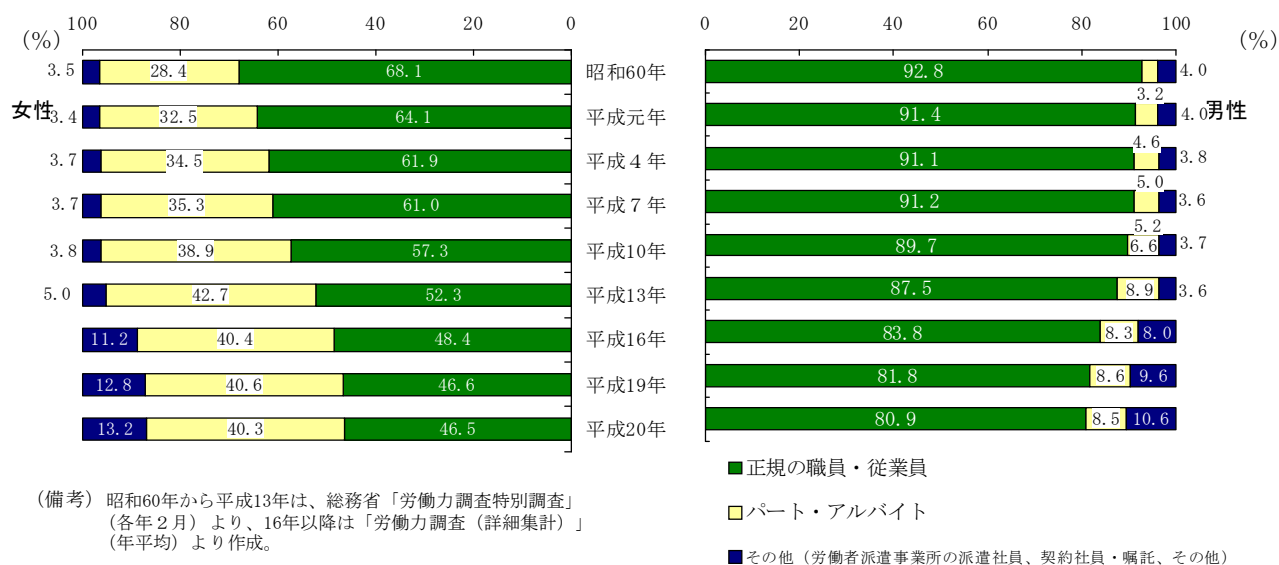
【第3-(2)-④図】



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

■雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移（性別）

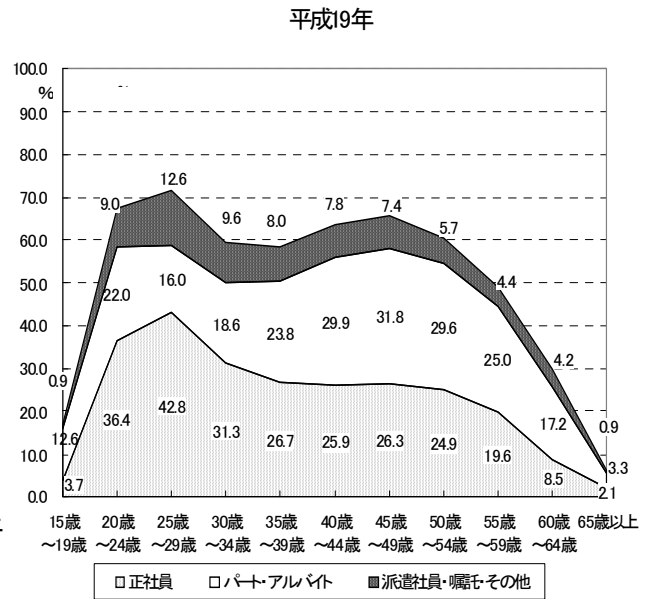
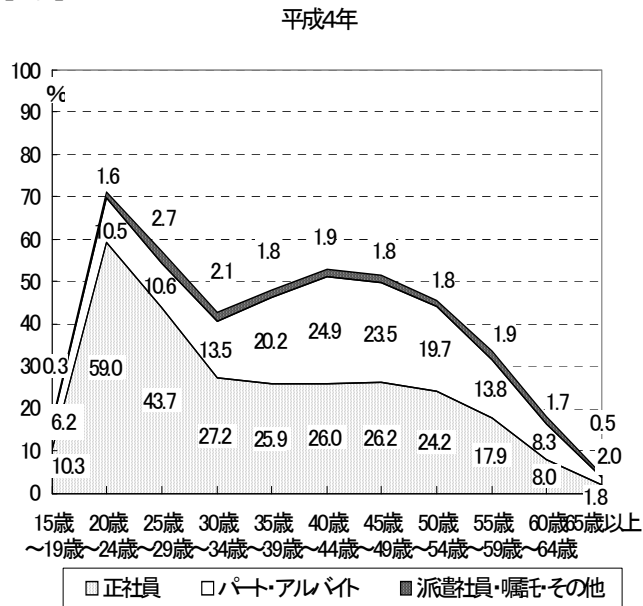
【第3-(2)-⑤図】



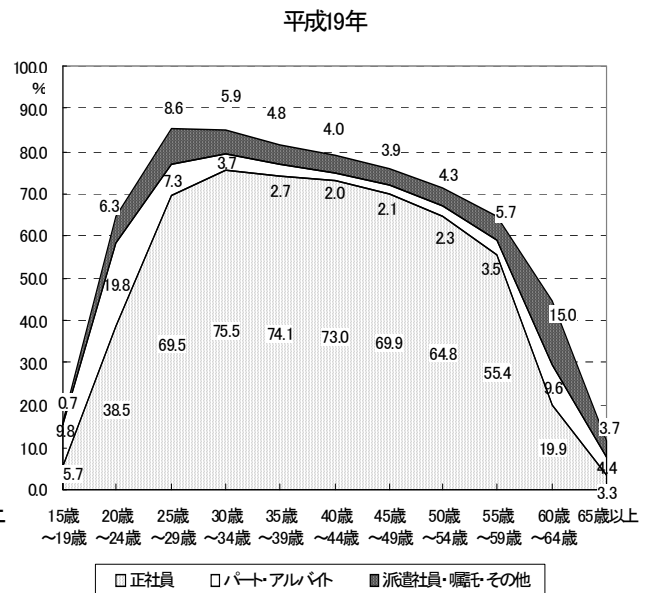
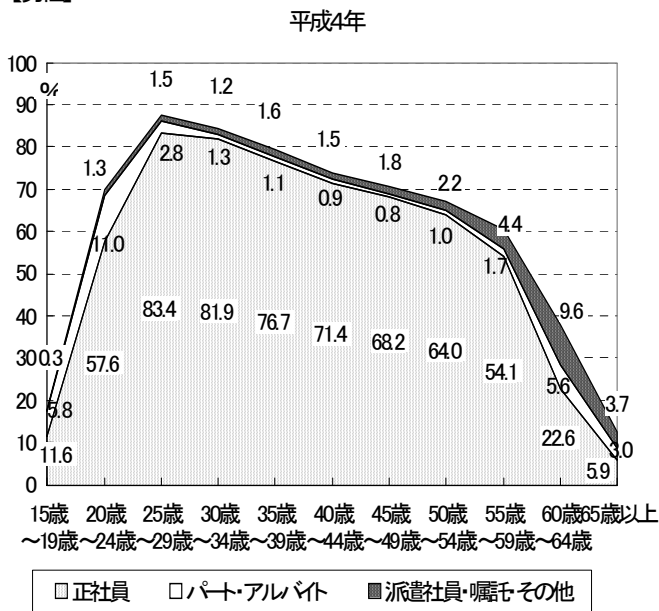
■年齢階級別雇用者割合（性別）

【第3-(2)-⑥図】

【女性】



【男性】



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」(平成19年)より作成。

2. 会社役員を除く雇用者。

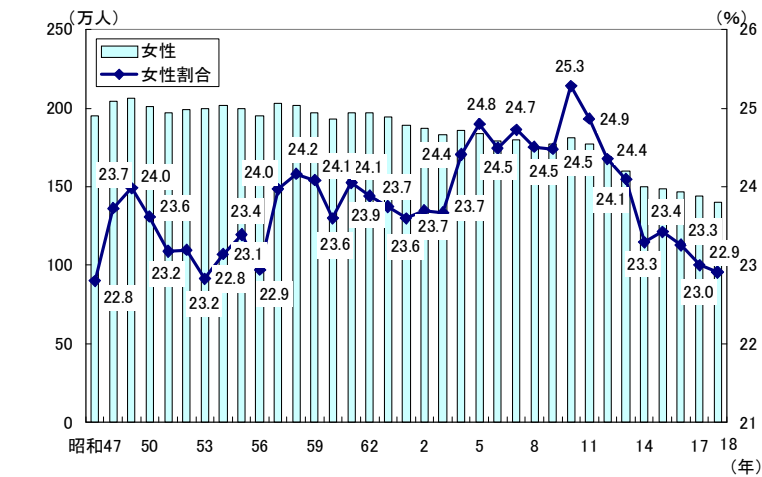
3. 「正社員」とは、正規の職員・従業員。「派遣社員・委託・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、委託、その他。

(備考) 総務省「就業構造基本調査」(平成19年)より作成。

■女性の起業

➤ 自営業主数（内職者を除く。）の推移

【第3-(2)-⑦図】



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 「自営業主」は「内職者」を含む。

➤ 離職した自営業主数（内職者を含む。）及び離職率

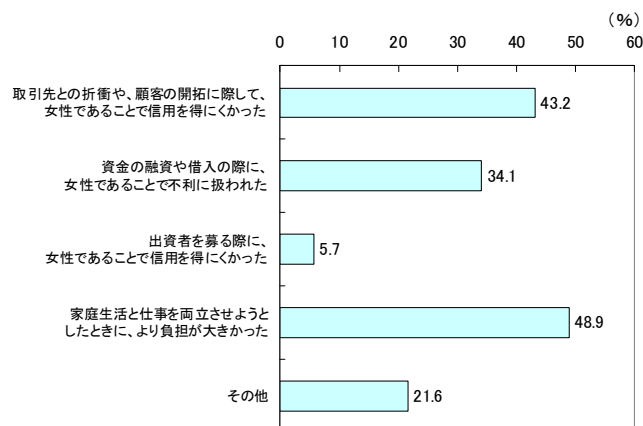
【第3-(2)-⑧図】

	自営業主 (平成9年10月 時点)	離職自営業主 (平成9年10月 以降離職者)	離職率(%)
総数(千人)	7,931	1,191.7	15.0
女性(千人)	2,309	528.5	22.9
女性割合(%)	29.1	44.3	

(備考) 総務省「就業構造基本調査」(平成14年、平成9年)より作成。

➤ 女性であることによる差別を受けたり、女性であることで不利と感じる内容別女性起業者割合

【第3-(2)-⑨図】

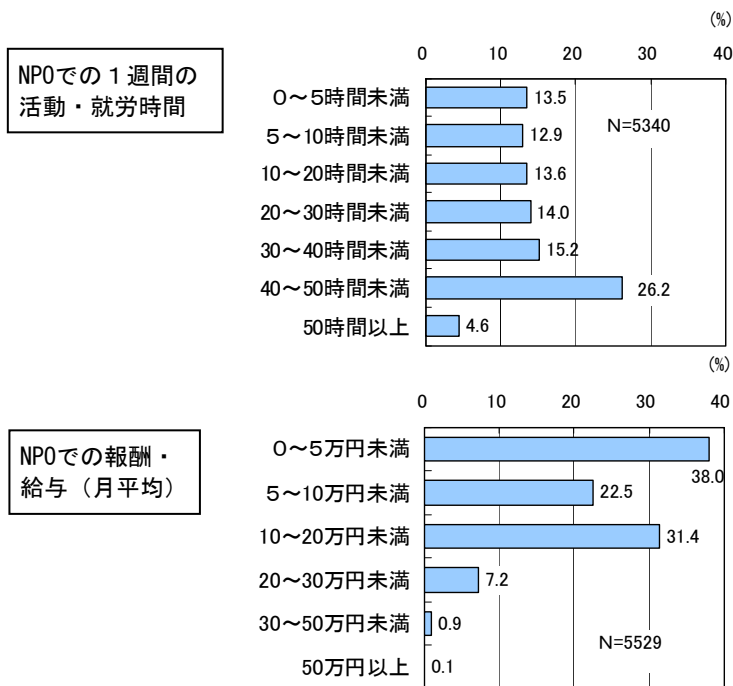


(備考) 21世紀職業財団「起業に関する現状及び意識に関するアンケート(平成18年)」

■ NPOにおける女性の活躍

➤ 就労の場としてのNPO

【第3-(2)-⑩図】

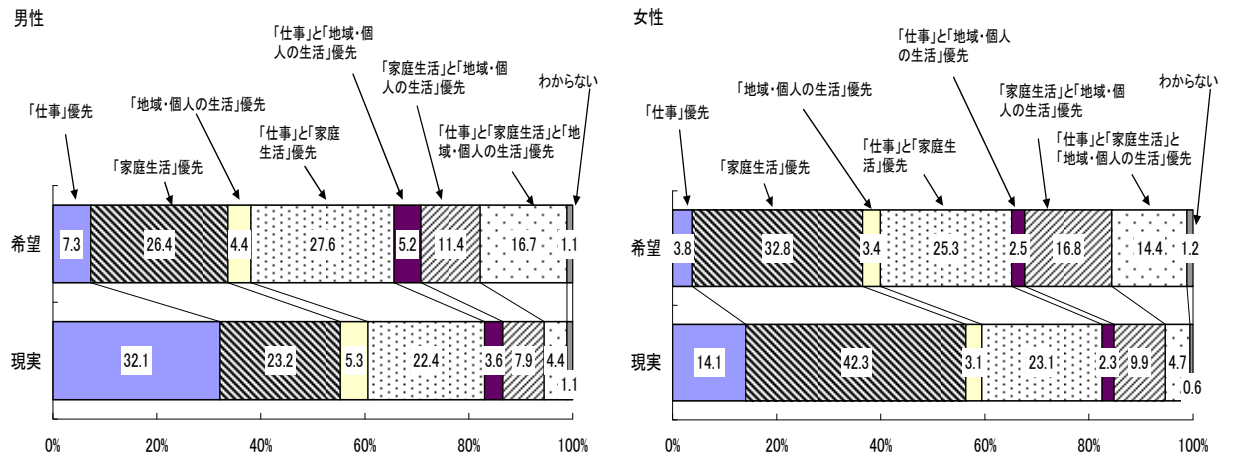


（備考）内閣府「女性の再チャレンジとNPOについての調査」（平成21年）。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

■仕事と生活の調和の希望と現実

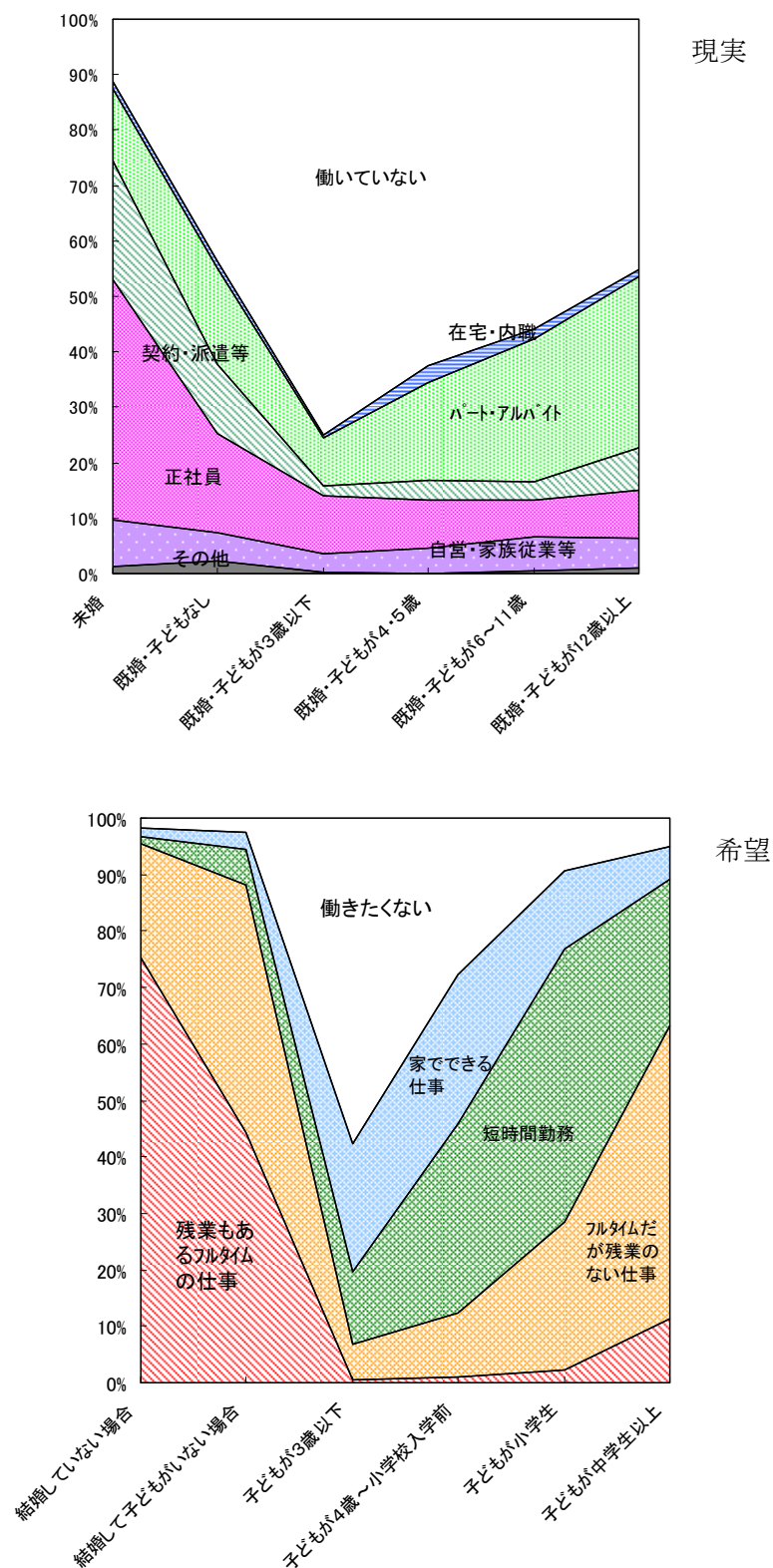
【第3-(3)-①図】



- (備考) 1. 内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査（平成 20 年 6 月調査）」より作成。
2. 「生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に最も近いものをこの中から 1 つお答えください。それでは、あなたの現実（現状）に最も近いものをこの中から 1 つお答えください。」への回答。

■女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実

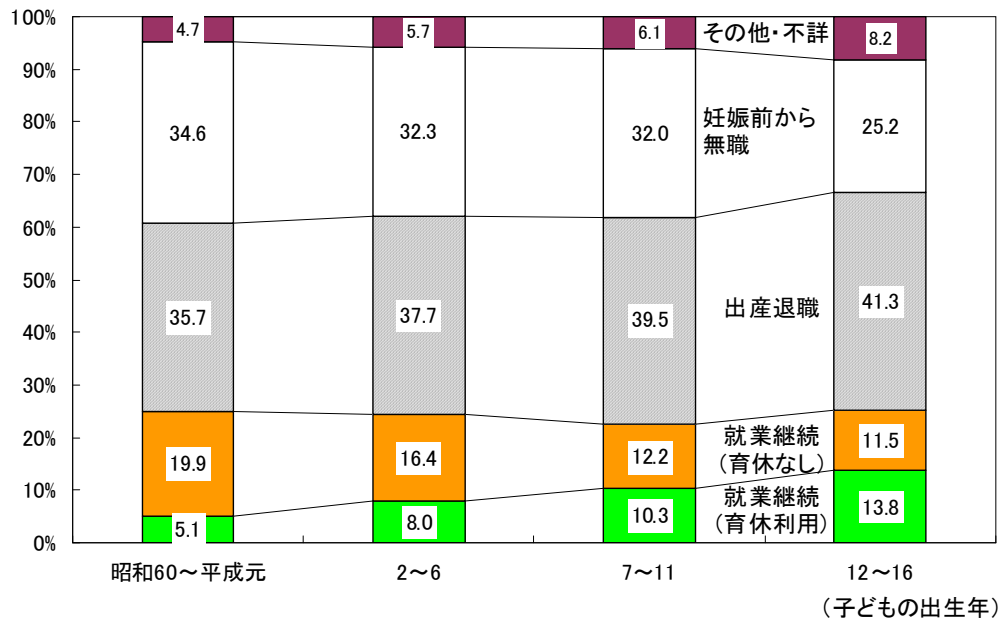
【第3-(3)-②図】



- (備考) 1. 内閣府「女性のライフプランニング支援に関する調査」(平成19年)より作成。
 2. 「自営・家族従業等」には、「自ら企業・自営業」、「自営の家族従業者」を含み、「契約・派遣等」には、「有期契約社員、委託職員」、「派遣社員」を含む。
 3. 調査対象は、30～40歳代の女性である。

■子どもの出生年別第一子出産前後の妻の就業経歴

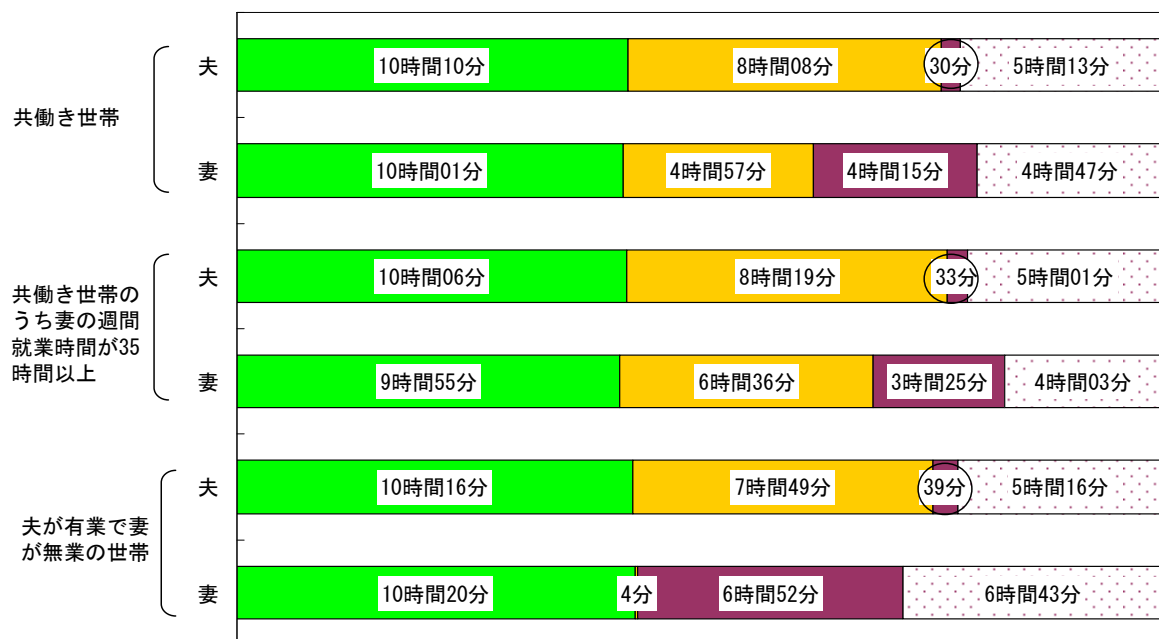
【第3-(3)-③図】



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
 2. 1歳以上の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) — 第1子妊娠前就業～育児休業取得～第1子1歳時就業
 就業継続(育休なし) — 第1子妊娠前就業～育児休業取得なし～第1子1歳時就業
 出産退職 — 第1子妊娠前就業～第1子1歳時無職
 妊娠前から無職 — 第1子妊娠前無職～第1子1歳時無職

■夫婦の生活時間

【第3-(3)-④図】

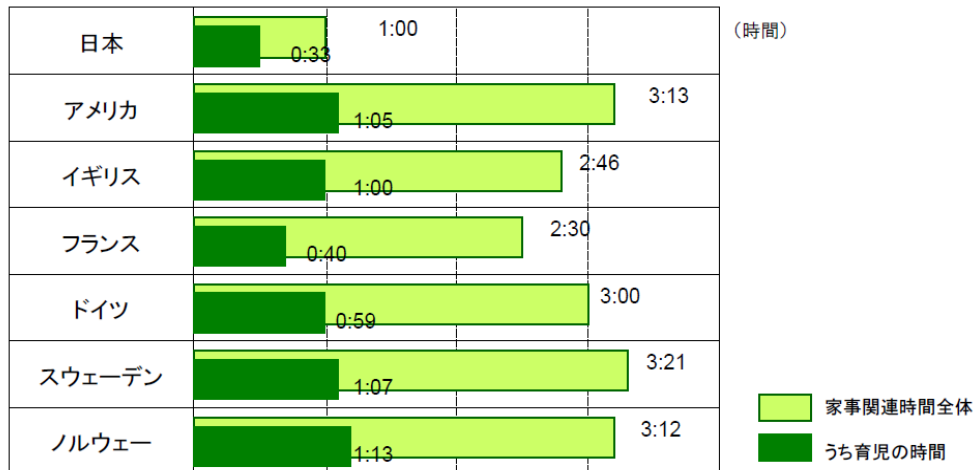


(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

- 睡眠・食事等
- 仕事・通勤等
- 家事・育児・介護等
- 自由時間(3次活動時間)

■ 6歳未満の児のいる夫の家事・育児時間

【第3-(3)-⑤図】



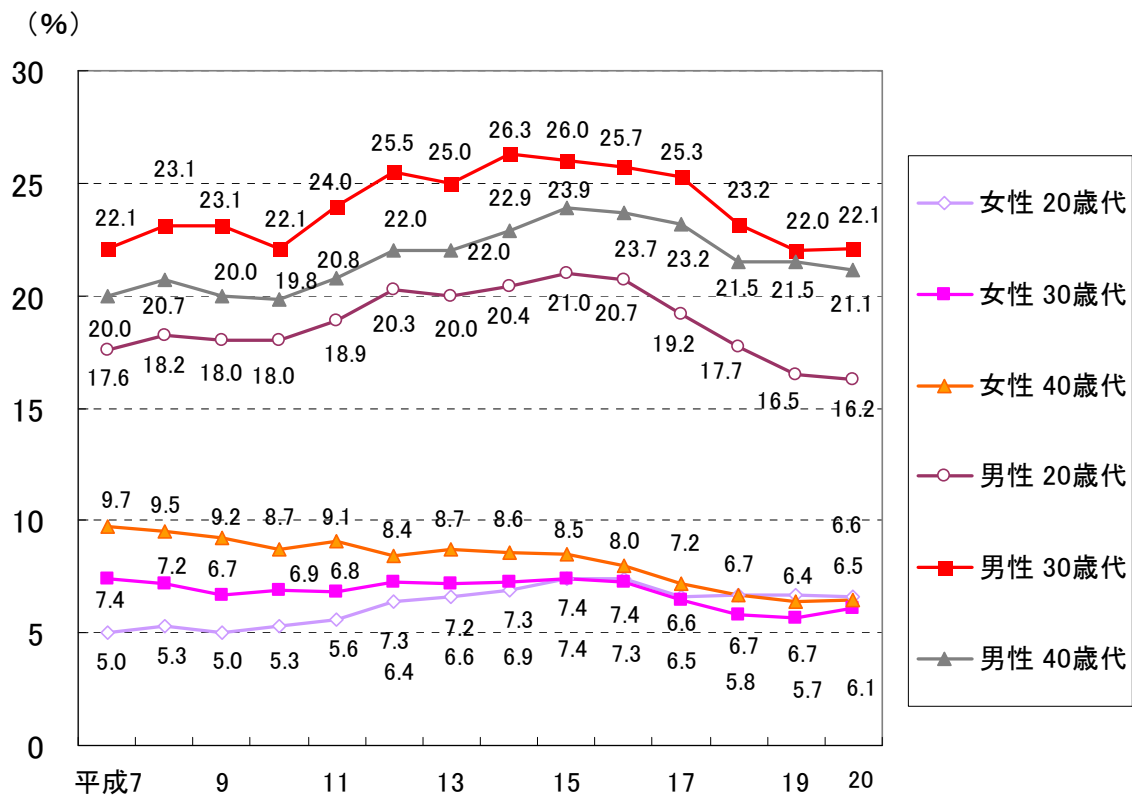
(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men"(2004)、

Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Summary"(2006)及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

■ フルタイム労働者に占める週60時間以上働く者の割合の推移 (性別・年代別)

【第3-(3)-⑥図】



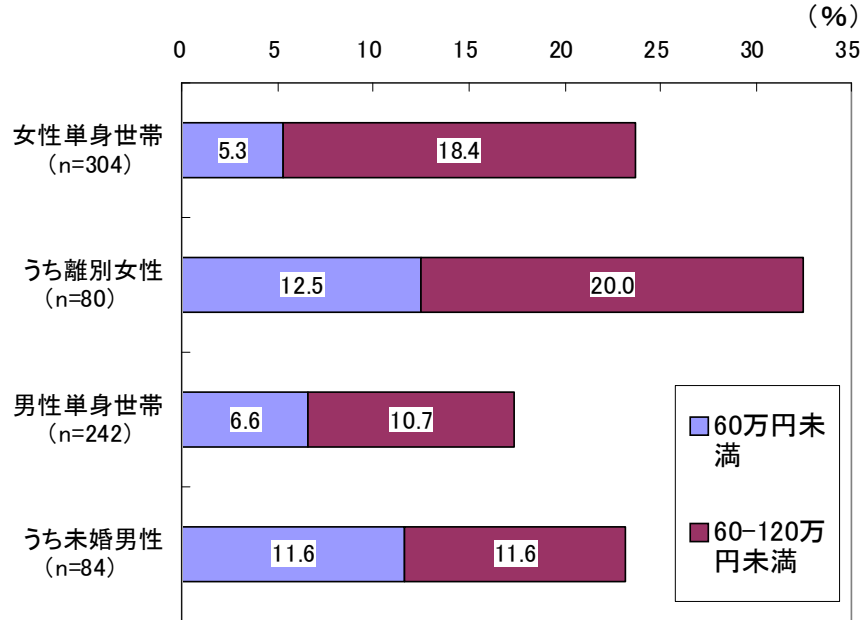
(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。

2. 「フルタイム労働者」とは週間就業時間が35時間以上の就業者(全産業、休業者を除く。)である。

(4) 高齢男女をめぐる状況

■高齢者等の年間収入の状況（55～74 歳）

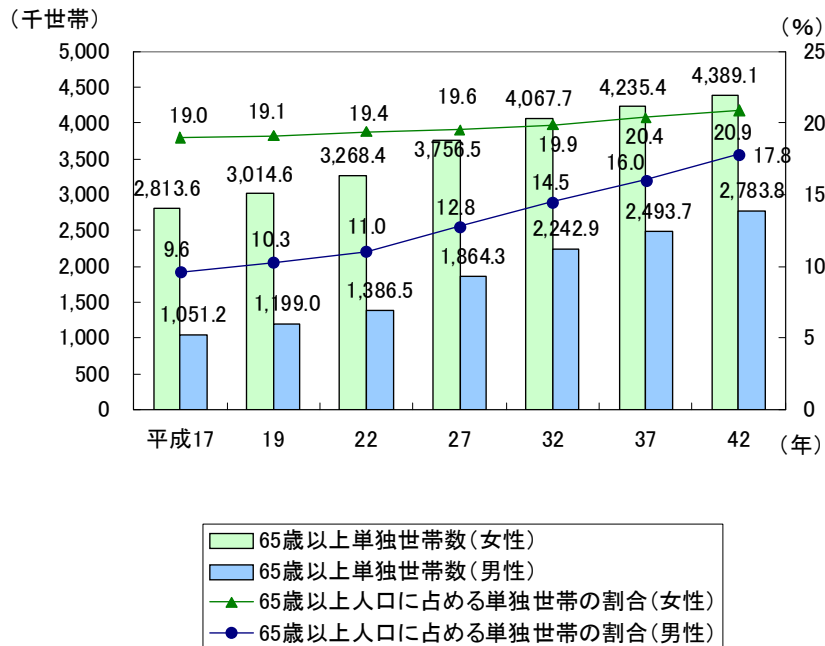
【第 3-(4)-①図】



(備考) 1. 内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成20年)より作成。
2. 「収入」は税込みであり、就業による収入、年金等による収入のほか、預貯金の引き出し、家賃収入や利子等による収入も含む。

■65 歳以上単独世帯数の将来推計

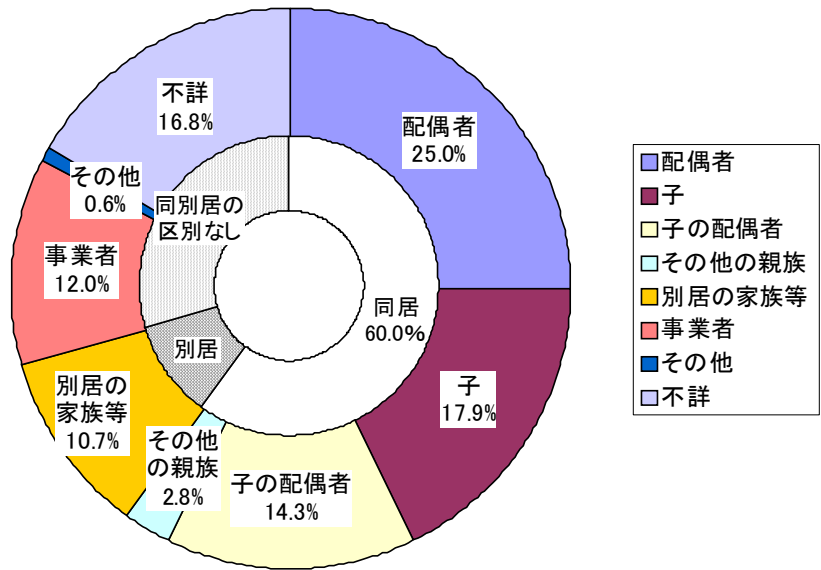
【第 3-(4)-②図】



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成20年3月推計)より作成。
2. 単独世帯数及び割合は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)の出生中位・死亡中位推計人口より作成。

■要介護者等からみた主な介護者の続柄

【第 3-(4)-③図】

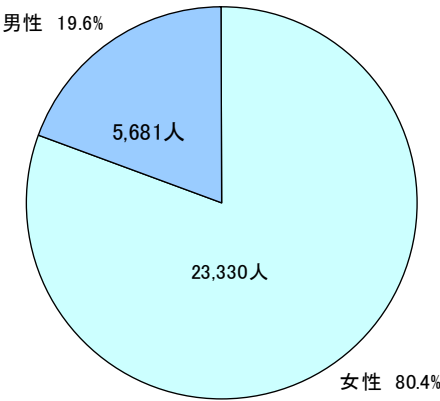


同居の家族介護者の男女内訳(単位: %)			
男性	28.1%	女性	71.9%

(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)より作成。

■性別介護労働者割合

【第 3-(4)-④図】



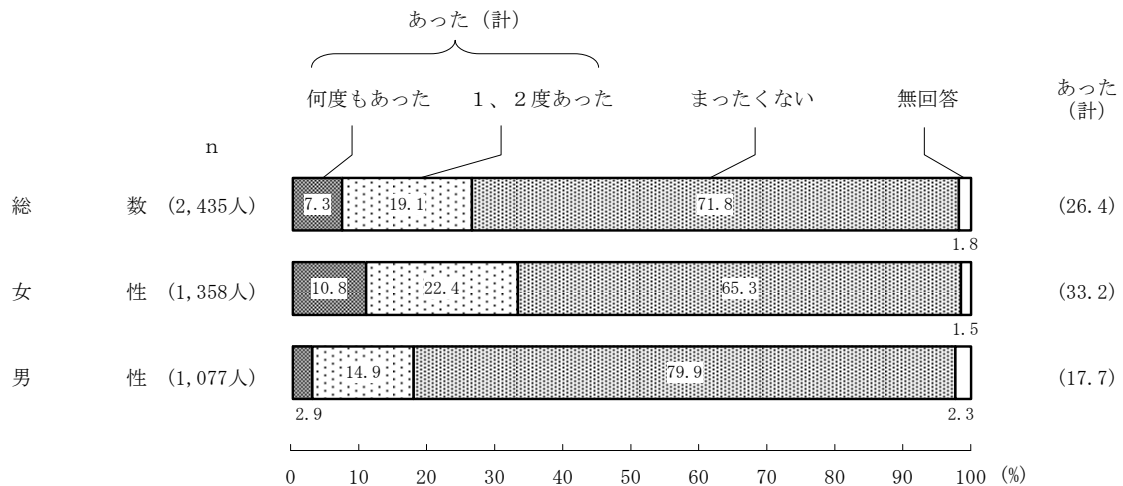
(備考) 1. (財)介護労働安定センター「介護労働実態調査—介護労働者の就業実態と就業意識調査」(平成18年)より作成。
 2. 「無回答」は掲載を省略している。

(5) 女性に対する暴力

■配偶者からの被害経験

【第3-(5)-①図】

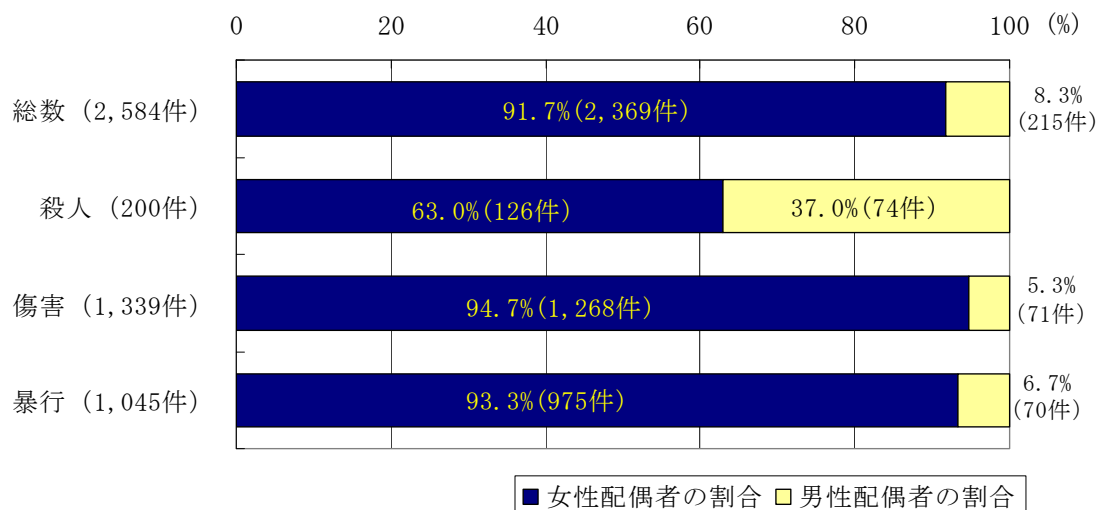
「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。
 2. 身体的暴行: 殴ったり, けったり, 物を投げつけたり, 突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
 3. 心理的攻撃: 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた, あるいは, あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 4. 性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された。

■配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者(検挙件数の割合)

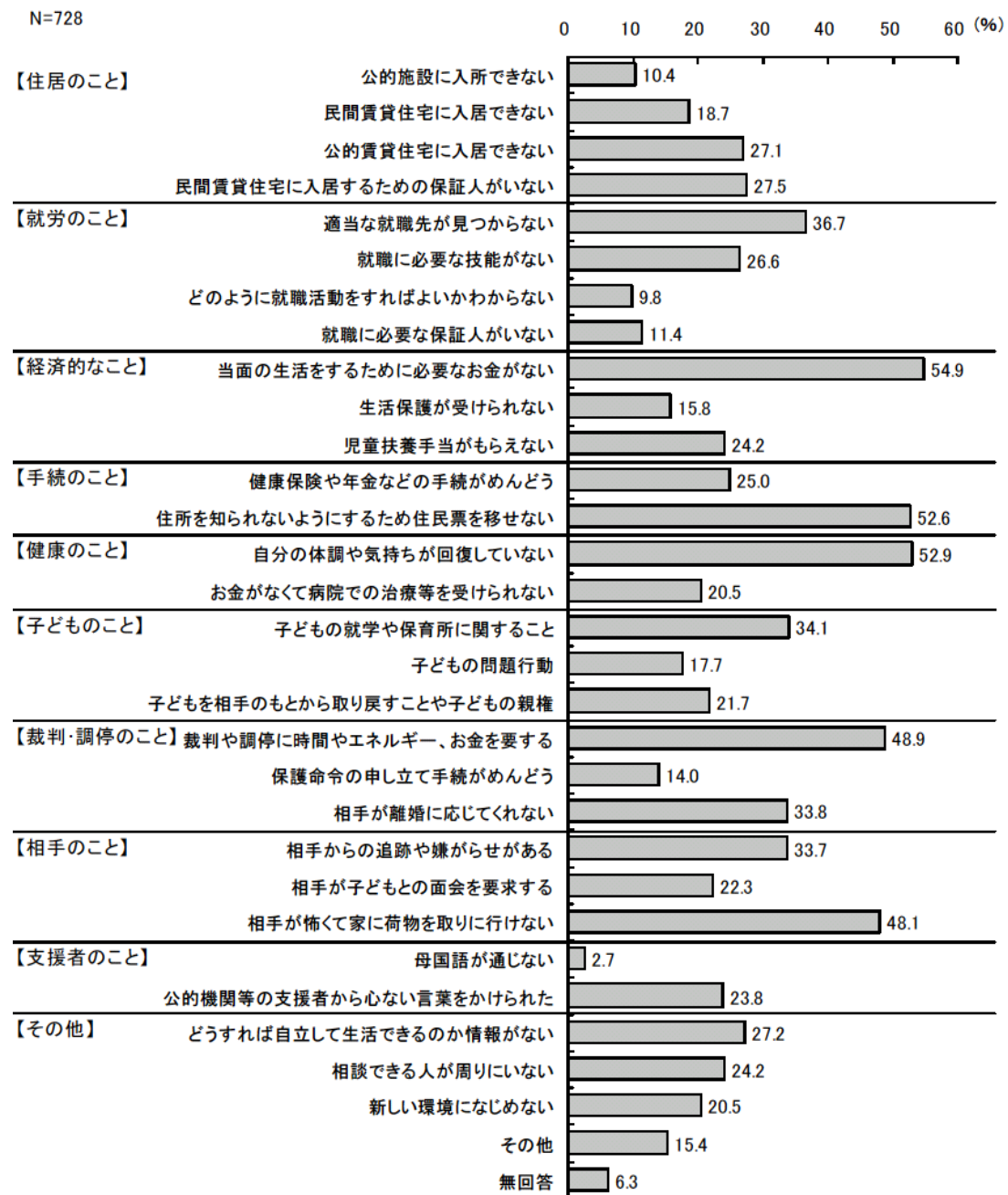
【第3-(5)-②図】



(備考) 警察庁資料より作成。

■離れて生活を始めるに当たっての困難

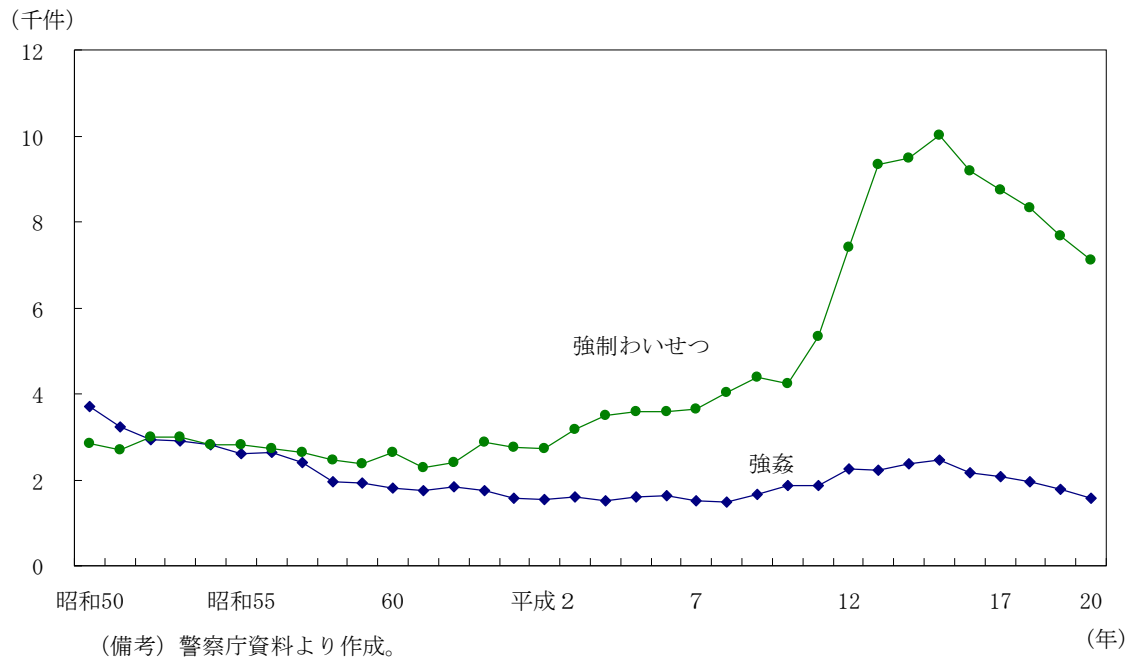
【第3-(5)-③図】



(備考) 内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」(平成19年1月)より作成。

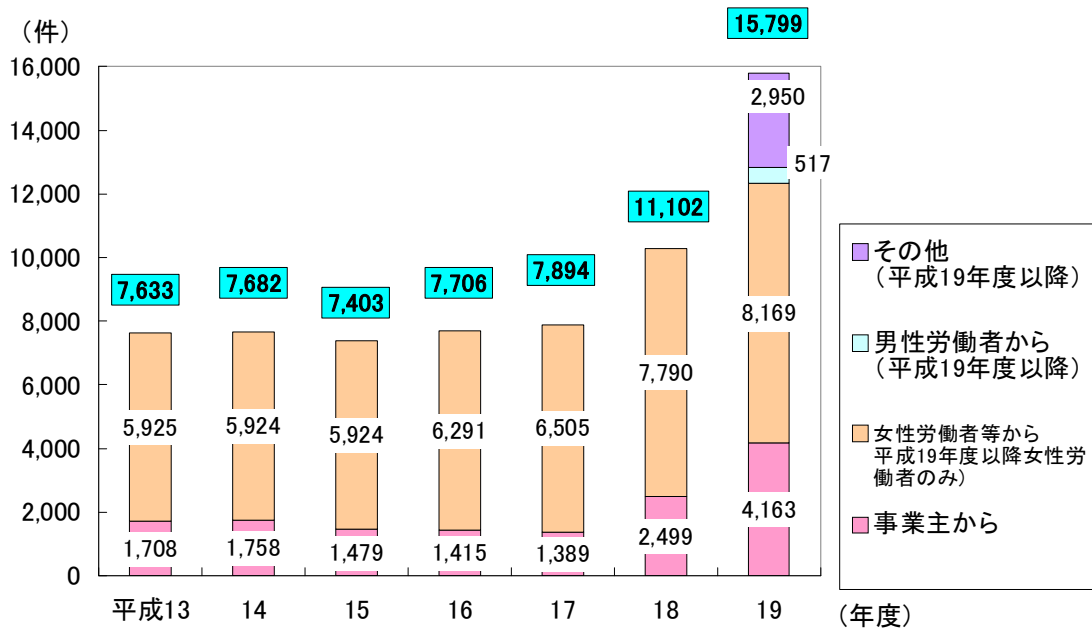
■強姦、強制わいせつ認知件数の推移

【第3-(5)-④図】



■都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数

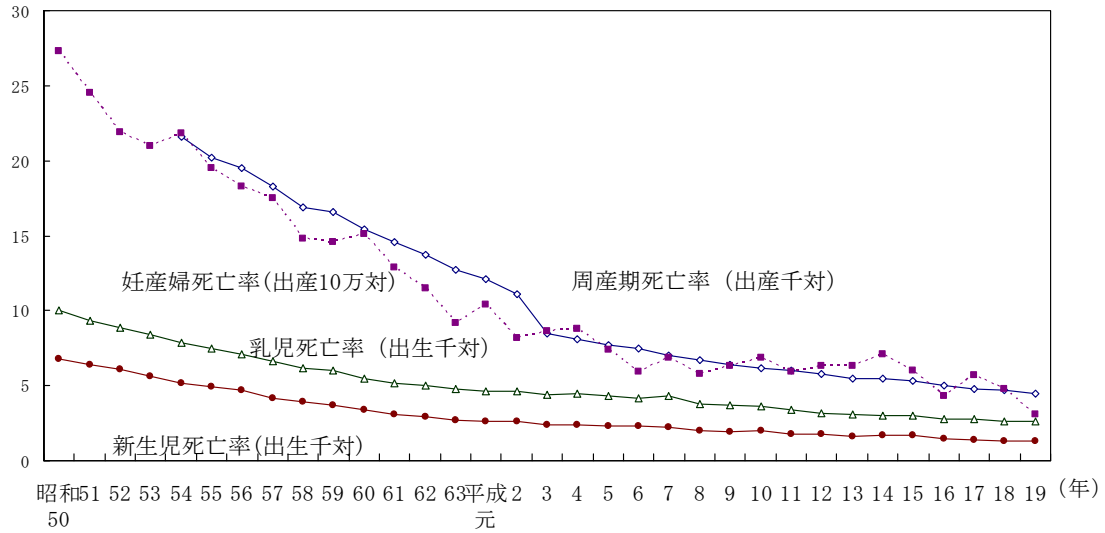
【第3-(5)-⑤図】



(6) 生涯を通じた女性の健康

■母子保健関係の指標の推移

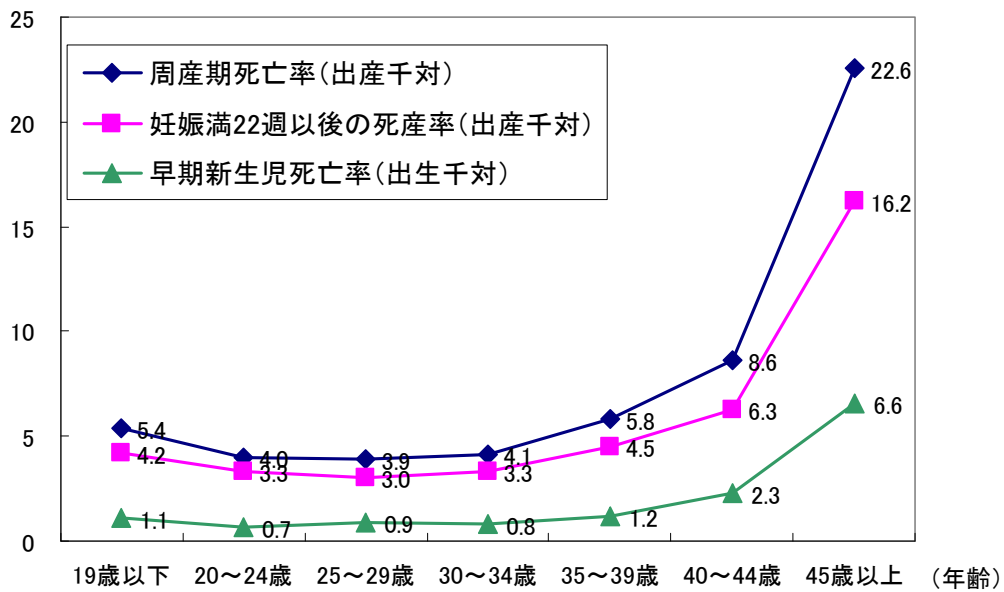
【第3-(6)-①図】



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
2. 妊産婦死亡率における出産は、出生数に死産数(妊娠満12週以後)を加えたものである。
3. 周産期死亡率における出産は、出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

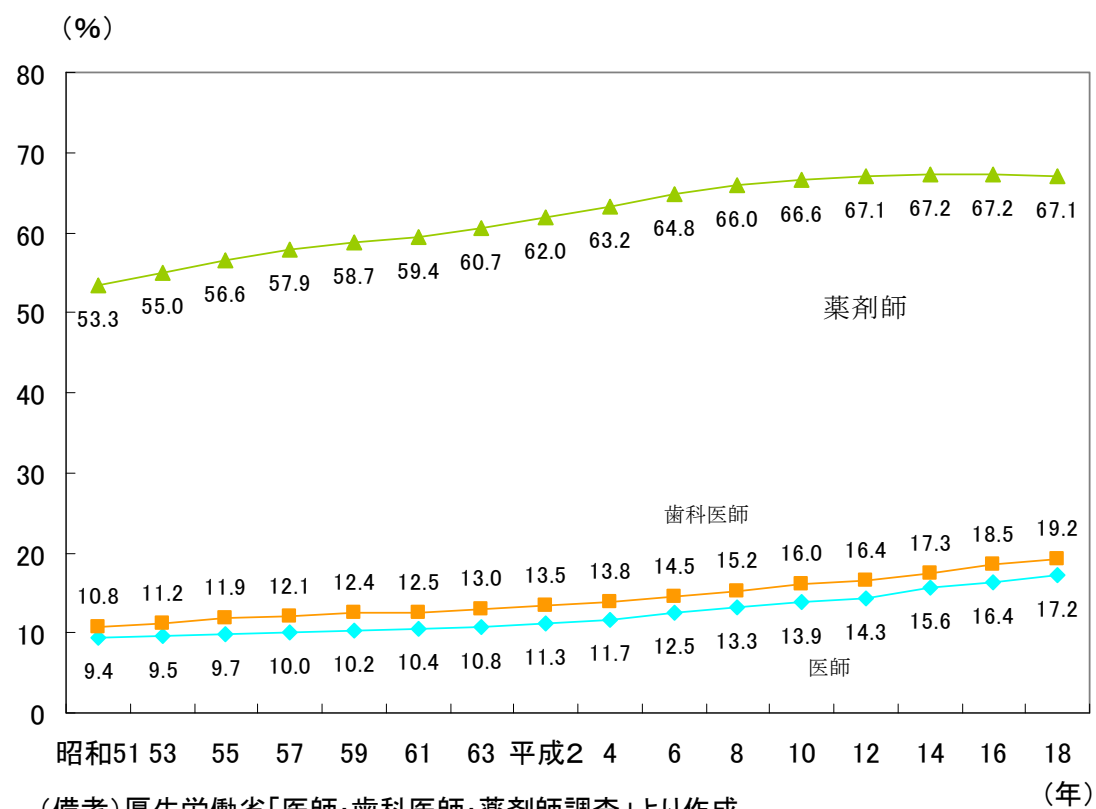
■母の年齢別周産期死亡率(H19年)

【第3-(6)-②図】



(備考) (財) 母子衛生研究会「母子保健の主なる統計」(H20年度)より作成。

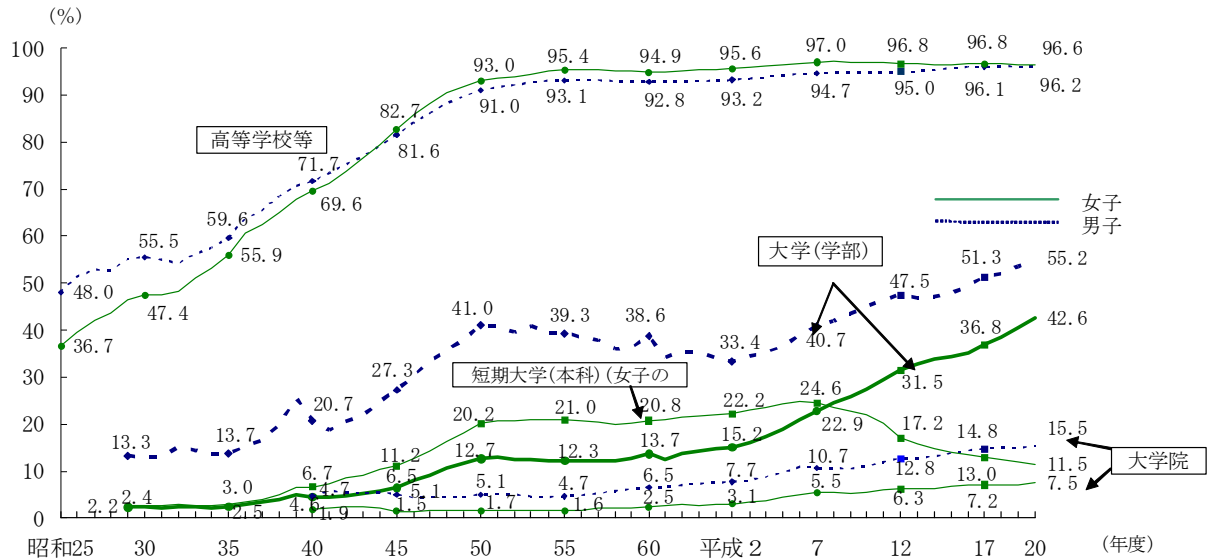
■女性の医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師の割合の推移
【第3-(6)-③図】



(7) 教育・研究分野における男女共同参画

■学校種類別進学率の推移

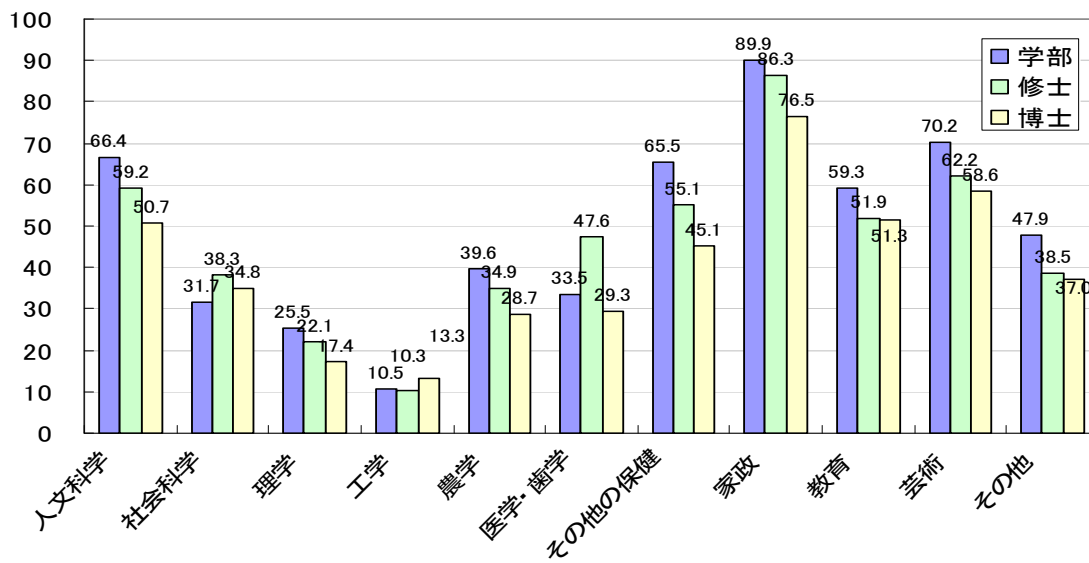
【第3-(7)-①図】



(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 大学（学部），短期大学（本科）：浪人を含む。大学学部または短期大学本科入学者数（浪人を含む。）を3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学または短期大学の通信制への入学者を含まない。
 4. 大学院：大学学部卒業者のうち、ただちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

■専攻分野別にみた学部学生・院生に占める女性割合

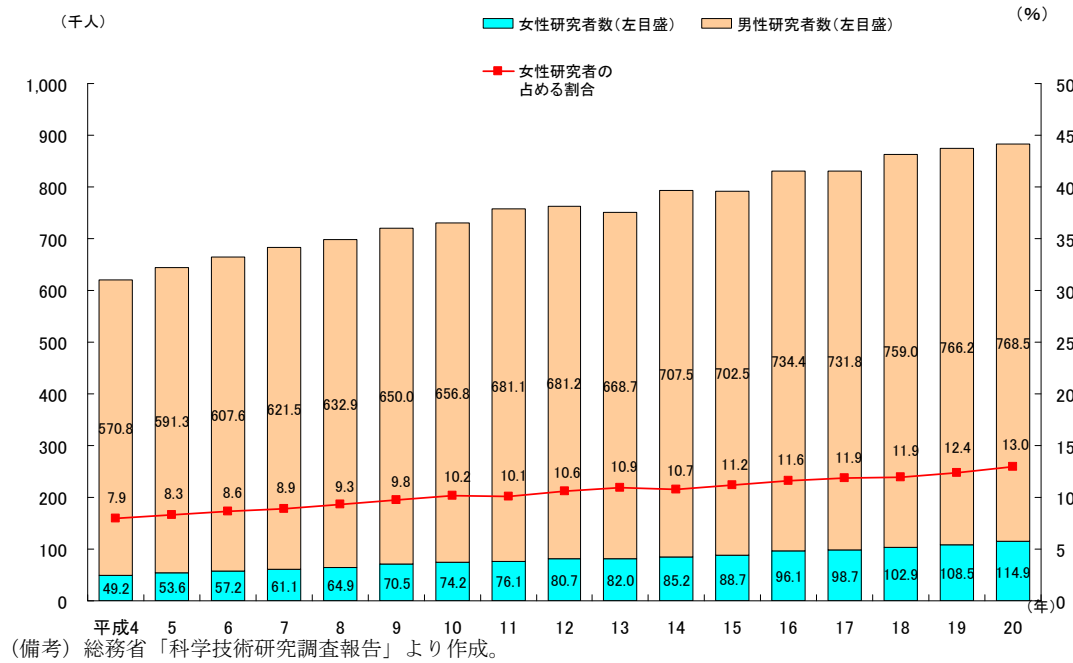
【第3-(7)-②図】



(備考) 文部科学省「学校基本調査」（平成19年度）より作成。

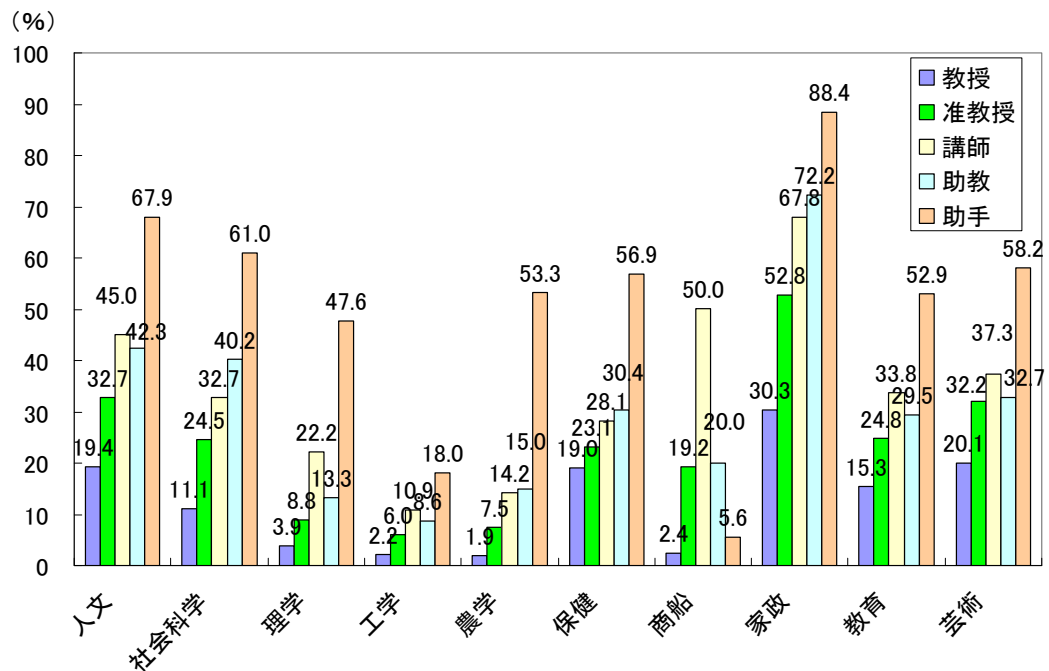
■女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移

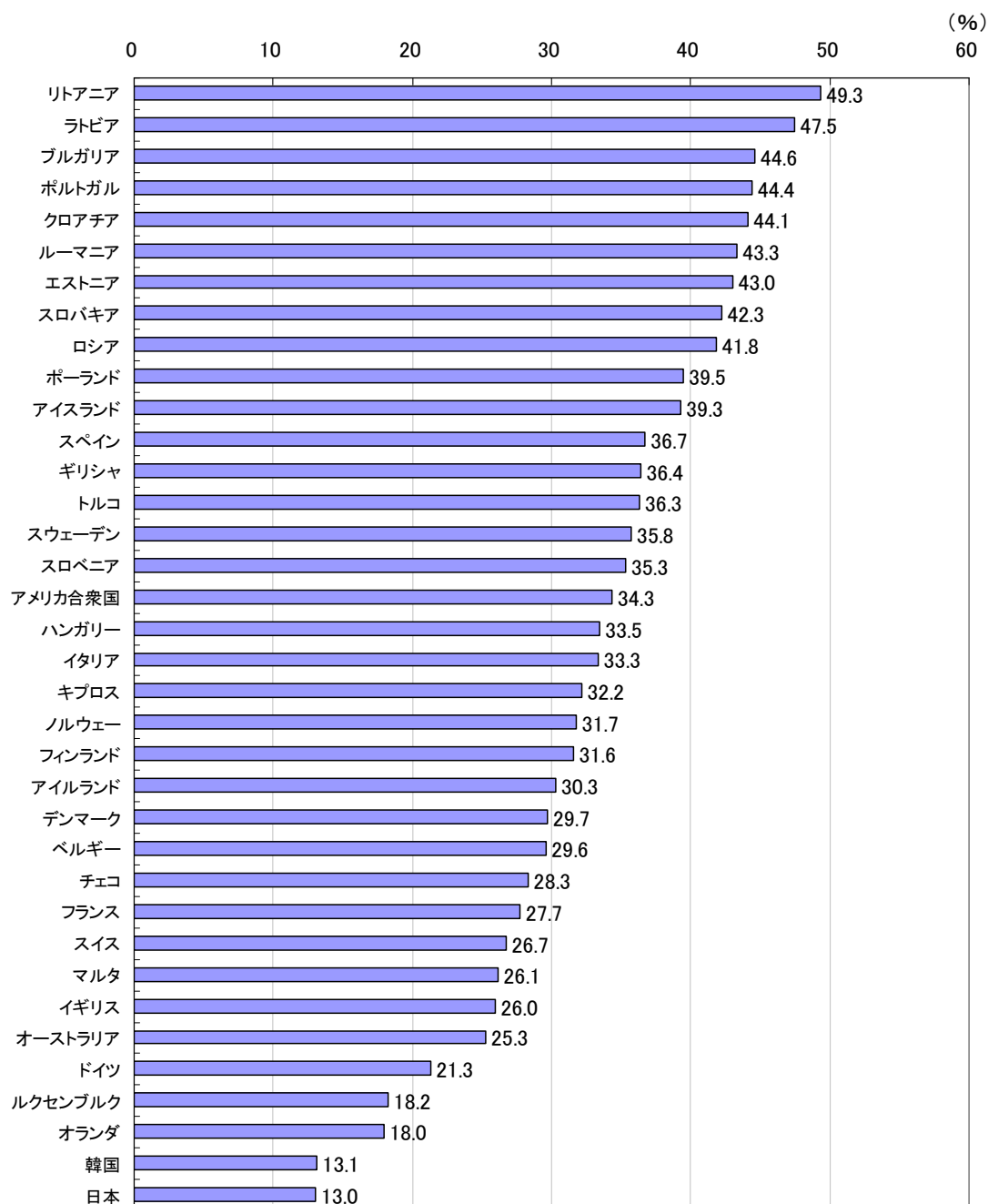
【第3-(7)-③図】



■大学教員における分野別女性割合

【第3-(7)-④図】



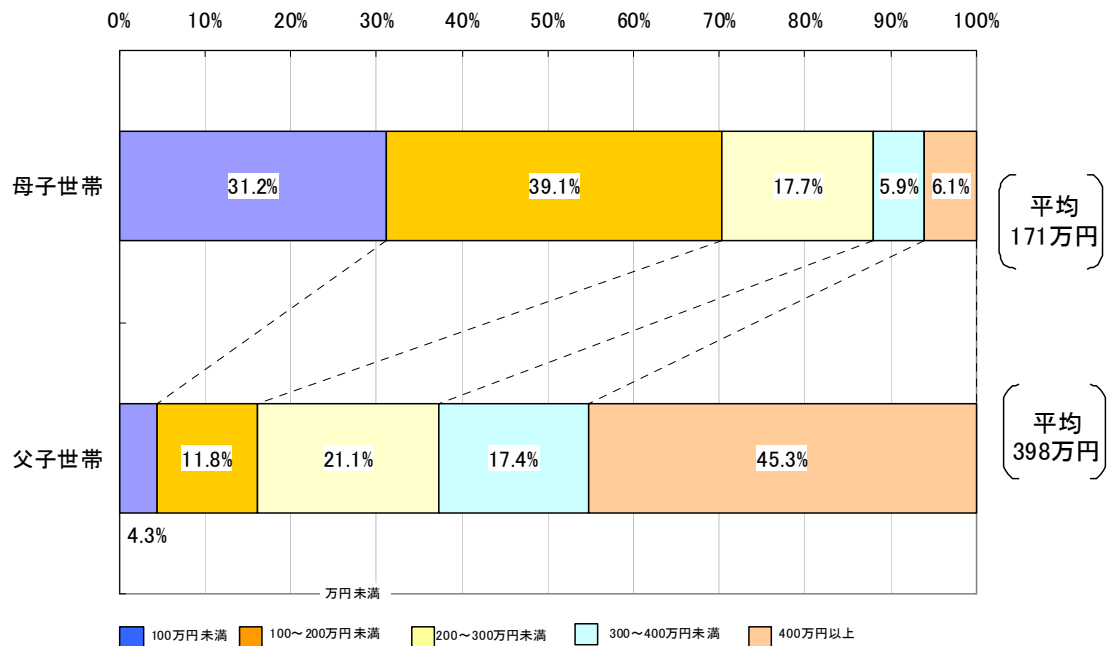


(備考) 1. EU諸国の値は、英国以外は、EU「Eurostat」より作成。推定値、暫定値を含む。エストニア、スロバキア、チェコは2007(平成19)年。ポルトガル、アイスランド、ギリシャ、スウェーデン、ノルウェー、アイルランド、デンマーク、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、オランダは2006(平成18)年。スイスは2004(平成16)年。その他の国は2005(平成17)年時点。イギリスの値は、European Commission「Key Figures 2002」に基づく(2000(平成12)年時点)。
 2. 韓国及びロシアの数値は、OECD「Main Science and Technology Indicators 2008/2」に基づく(2007(平成19)年時点)。
 3. 日本の数値は、総務省「平成20年科学技術研究調査報告」に基づく(2008(平成20)年)3月時点。
 4. アメリカ合衆国の数値は、国立科学財団(NSF)の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく雇用されている科学者(scientists)における女性割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。2003(平成15)年時点の数値。技術者(engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。

(8) 生活困難を抱える人をめぐる状況

■母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（H17年）

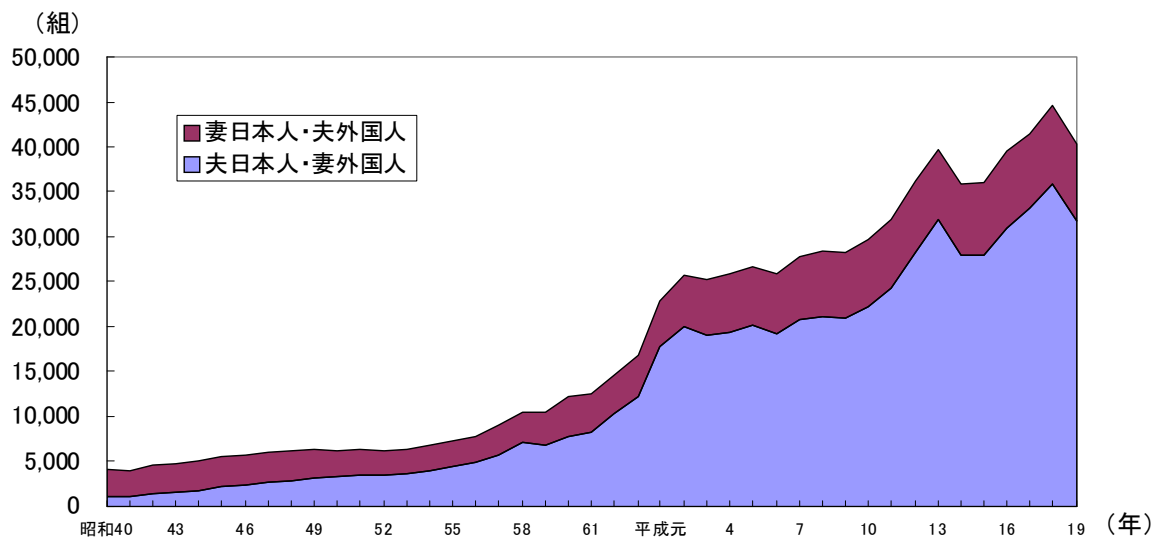
【第3-(8)-①図】



- (備考) 1. 厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成18年)より作成。
 2. 「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の平成17年の年間就労収入である。
 3. 総数は不詳を除いた数値である。
 4. 「年間平均収入」とは、母子(父子)世帯の、母(父)以外の収入も含む世帯全体の収入。
 5. 全世帯の年間平均収入については、国民生活基礎調査の平均所得の数値。

■国際結婚の動向

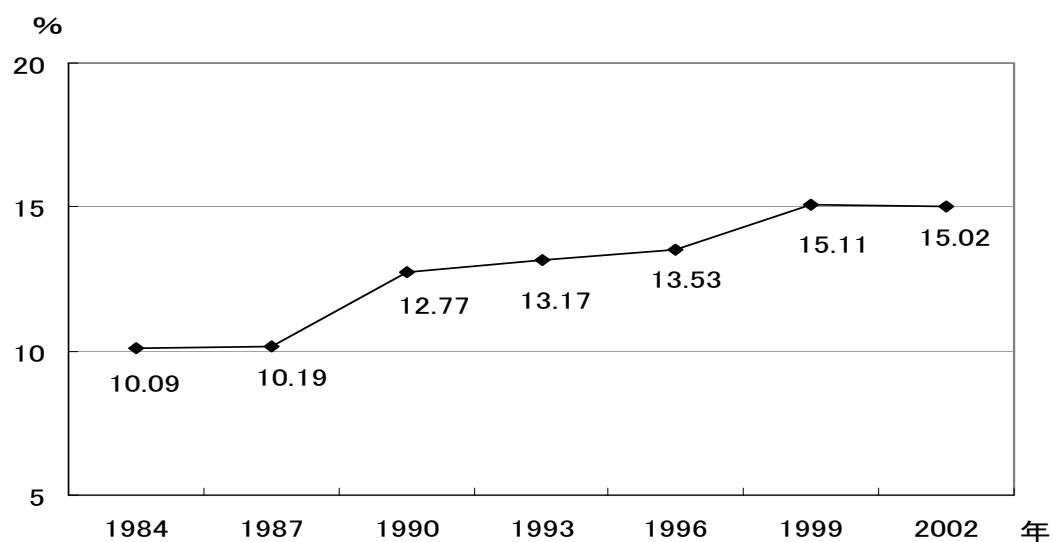
【第3-(8)-②図】



(備考) 厚生労働省「人口動態統計」より作成。

■子ども（20 歳未満）の相対的貧困率

【第 3-(8)-③図】



(備考) 阿部彩(2006)「第 5 章 貧困の現状とその要因:1980-2000 年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配:格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、pp.117.
注:厚生労働省「所得再分配調査」各年より著者計算。